令和9年度　市原市
保育所（園）・認定こども園等利用案内

市原市役所　子ども未来部　保育課

〒２９０－８５０１　市原市国分寺台中央１－１－１

電話　０４３６（２３）９８２９

令和９年度用　第１版

利用申込案内

電子申請（ウェブサイト）

認可保育施設一覧

各種書類様式集

市外施設への申込案内

保留通知再交付申請

※ここに掲載されている内容は、令和８年７月１日時点のものです。今後、国等の動向により変更になる場合があります。

目次

1　保育施設とは ・・・

1　保育施設とは

認可保育施設は、保護者が共に働いている等の理由により家庭で保育ができない場合に、保護者に代わって保育することを目的とする施設です。そのため、原則として**保育の必要性がある児童のみ申請可能**です。ただし、認定こども園の幼稚園機能を利用する場合は家庭での保育が可能な児童の申請も可能です。

認可保育施設の利用については、保育の必要性に基づいて市が利用調整を行い入所可否の決定をします。入所（園）の予約や事前の枠の確保は行っておりません。

その他の保育施設として、認可外保育施設や企業主導型保育事業、幼稚園がありますが、市では申請受付ができません。認可施設以外の保育施設の詳細や手続き等については、本利用案内末尾をご確認ください。

1　認可保育施設の種類

認可保育施設は定員数や利用形態等により以下の区分に分かれています。

【認可保育施設の施設区分】

保育所	就労等のため、家庭で保育できない保護者に代わって、０歳児クラスから小学校就学前までの児童を保育する児童福祉施設です。（一部１歳からの施設や２歳までの施設もあります。）
認定こども園	長時間の保育等の保育所機能と、幼児期の学校教育等の幼稚園機能を併せ持つ施設で、各施設の受け入れ可能な年齢から小学校就学前までの児童が対象です。（学校教育の提供は ３ 歳以上児クラスからです。）
地域型保育事業	保育需要の高い０歳児から２歳児クラスを対象とした小規模な保育施設です。２歳児クラスを卒園した後は、優先的な受け入れを行う施設（連携施設）が設定されています。 **【小規模保育事業】** 定員 19 人以下の少人数を対象に、比較的小規模できめ細かな保育を行います。（一部１歳からの施設もあります。） **【家庭的保育事業】** 家庭的な雰囲気のもとで、少人数（市原市では定員３人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。 **【事業所内保育事業】** 主として従業員の児童に保育を提供しますが、そのほかに、地域において保育を必要とする児童にも保育を行います。

※施設ごとの受入可能年齢については、本利用案内末尾の施設一覧表をご確認ください。

※市 HP でも施設の情報を確認できます。本利用案内表紙裏の QR コードから、認可保育施設一覧を確認してください。

【連携施設について】

地域型保育事業と一部の保育所は２歳児クラスまでの児童に利用が限定されているため、卒園後に優先的な受入れを行う施設（連携施設）が設定されています。

必ずしも翌年４月から保育所及び認定こども園（１号利用除く）の連携施設への入所（園）が確約されているものではなく、保留となる場合もあります。保留となった場合は、他の申込者とともに一般の利用調整となります。

連携施設については、随時更新されますので、本利用案内表紙裏の QR コードから、最新の認可保育施設一覧をご確認ください。

●卒園後の翌年４月からの対応について

保育所及び認定こども園（１号利用除く）の連携施設への入所（園）を希望	連携施設の優先的利用枠の範囲内で、４月入所一次審査時に優先して利用調整を実施（保留となった場合は一般の利用調整）※1
私立認定こども園（１号利用）及び私立幼稚園の連携施設への入所（園）を希望	希望先の施設にお問い合わせください。
連携施設以外の認可保育施設の入所（園）を希望	他の申込者とともに一般の利用調整を実施 （年齢制限による継続利用が不可能な卒園者として利用調整において加点を行い、優先順位が高くなるよう配慮）※2

※1　１１月１日時点で対象施設に在籍している児童のみが対象です。

※2　４月以外の転所（園）の申請については年齢制限による加点はありません。

2　認可保育施設と認可保育施設以外との違い

認可保育施設と、認可外保育施設や企業主導型保育事業所等の認可保育施設以外との主な違いは以下のとおりです。

	認可保育施設		認可保育施設以外 ※私立幼稚園含む
	保育所・認定こども園（保育所機能）・地域型保育事業	認定こども園（幼稚園機能）	
利用できる要件	家庭で保育ができない児童	３歳児クラス以上 （施設により満３歳も可）	施設による
申請先	市原市役所保育課または保育所、認定こども園 （1 回の申請で複数の施設の申請が可能）	・公立：市原市役所保育課 ・私立：利用を希望する施設	利用を希望する施設
空き状況の確認	市原市役所保育課 または市 HP で確認	・公立：市原市役所保育課 ・私立：施設に直接確認	施設に直接確認
利用決定	市原市が決定 （市の定める基準による利用調整を行い、保育の必要性が高い児童から決定）	・公立：市原市が決定 （定員以上の申込みがあった場合は抽選） ・私立：施設が決定	施設が決定
利用料 （0～2 歳）	保護者の市民税所得割額による		施設による
利用料の補助	第２子以降は無償 ※所得制限なし		施設区分により一部補助あり （家庭で保育ができない児童が対象） ※詳細は本利用案内末尾をご確認ください。

3　利用できる年齢及び年齢別クラス

利用できる年齢は施設により異なり、施設によっては生後 57 日からの受け入れも可能です。

また、保育施設では当該年度の４月１日時点の年齢によりクラスが分けられます。年度途中で誕生日を過ぎてもクラスは変わりません。

【令和９年度のクラス編成】

クラス（実施年齢）	生年月日		
０歳児クラス	令和　８年（2026年）４月２日	～	
１歳児クラス	令和　７年（2025年）４月２日	～	令和　８年（2026年）４月１日
２歳児クラス	令和　６年（2024年）４月２日	～	令和　７年（2025年）４月１日
３歳児クラス	令和　５年（2023年）４月２日	～	令和　６年（2024年）４月１日
４歳児クラス	令和　４年（2022年）４月２日	～	令和　５年（2023年）４月１日
５歳児クラス	令和　３年（2021年）４月２日	～	令和　４年（2022年）４月１日

2　教育・保育給付認定について

認可保育施設を利用する場合は教育・保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。
認定は原則として住民登録のある市区町村で行うため、市原市外に住民登録のある方は、お住いの市区町村で認定を受けてください。
市原市内にお住まいで認可保育施設への入所（園）を希望する方は、入所申請と同時に認定の申請を行います。
この認定に応じて、利用できる施設、施設の利用時間や保育料、給食費等、施設の利用に関するあらゆる事項が決定されます。

1　保育の必要性による区分

児童の年齢、家庭での保育の状況等に応じて、児童を１～３号の認定に区分します。

【教育・保育給付認定の区分】

年齢	保育の必要性（両親の就労等）	認定区分	利用できる認可保育施設
満３歳以上	なし	１号認定	・認定こども園（幼稚園機能）
	あり	２号認定	・保育所（園） ・認定こども園（保育所機能）
満３歳未満	あり	３号認定	・保育所（園） ・認定こども園（保育所機能） ・地域型保育事業

※３号認定の方は、満３歳に達する日の２日前までが３号認定の期間となり、その後は２号認定に切り替わります。
（特別な手続きは不要です。）

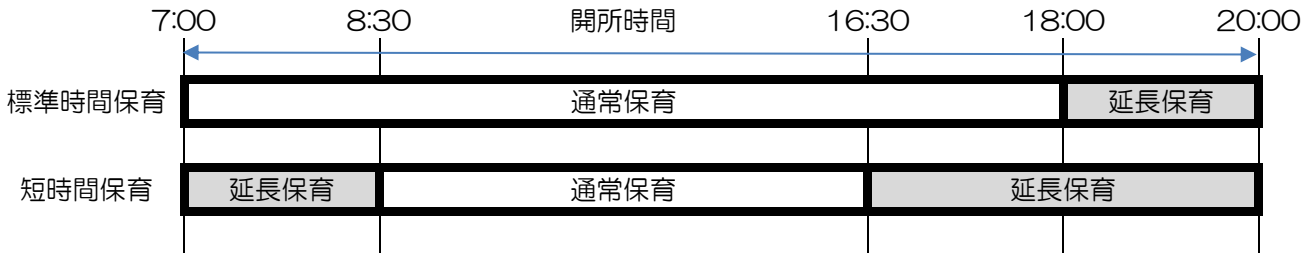
2　保育の必要量による認定（利用できる時間）

２号・３号認定は、保育の必要性の事由により「**標準時間認定**」と「**短時間認定**」の２つに分かれます。区分により、認可保育施設を１日に利用できる時間（通常保育）が異なります。

・**標準時間認定**：週６日（月～土）、１日当たり**最大 11 時間**
・**短時間認定**　：週６日（月～土）、１日当たり**最大８時間**

※利用できる時間は、保育の必要性の事由（保護者の就労状況等）に応じて必要な範囲となります。

【保育時間のイメージ】



※通常保育の時間を超えて保育を受ける場合は延長保育となり、月額の保育料(利用者負担額)とは別料金が発生します。延長保育の実施時間は施設により異なります。

3　保育の必要性の事由について

保育の必要性が認められるのは、**保護者のいずれもが**次の事由に該当する場合に限られます。認定の有効期間よりも前に認定事由に該当しなくなった場合は、その時点までが有効期間となります。

手続きの際は、各事由に該当することを証明する書類を提出していただきます。

【保育の必要性の事由の一覧】

	事由	認定の有効期間	保育の必要量	
			標準時間	短時間
1	就労（月 120 時間以上）※1	当該児童の小学校就学まで	○	―
	就労（月 60 時間以上、120 時間未満）※1		※2	○
2	妊娠・出産（入所希望児童自身の出生を事由としての申請は不可）	出産予定月とその前後２か月の合計５か月	○	―
3	疾病・障害	当該児童の小学校就学まで	○	―
4	看護・介護等（同居の親族（長期入院等をしている親族を含む）の看護・介護等）	当該児童の小学校就学まで	○	―
5	災害復旧	当該児童の小学校就学まで	○	―
6	求職活動（起業準備を含む）	有効期間（入所（園））の開始日から 90 日を経過する日の月末まで（年度内は累計３か月間まで）	―	○
7	就学（職業訓練校等での職業訓練を含む）	保護者の卒業の日まで	○	―
8	虐待をおこなっている、おこなうおそれがある又はＤＶを受けている	当該児童の小学校就学まで	○	―
9	育児休業中の継続利用（育児休業取得時に、既に認可保育施設を利用している児童がいて、継続利用が必要であること）※3	育児休業を開始する日から終了する日の属する月の末日まで	―	○
10	その他（上記に類する状態として市区町村が認める場合）	市長が必要と認める期間	状況によって判断	

※1　就労時間には、休憩時間を含みます。

※2　就労時間帯や通勤時間の都合により、短時間認定では延長保育時間が恒常的に発生してしまう場合は、保育課まで相談してください。

※3　育児休業中の継続利用については、すでに上の児童が認可保育施設を利用していて、下の児童の出生に伴って育児休業に入る場合に、上の児童の認可保育施設の継続利用を認めるものです。
育児休業を事由とした新規の入所（園）申請はできません。

※4　認定の有効期間を過ぎた場合や保育の必要性の事由に該当しなくなった場合は、保育の必要性がなくなったものとして認定が取り消されることがあります。認定が取り消されると認可保育施設を利用できなくなります。

3　申請手続きについて

1　令和9年度入所(園)申請スケジュール

（1）　１号認定（認定こども園の幼稚園機能の利用）　※保育利用の場合は（2）参照

入所月	公立認定こども園	私立認定こども園
４月入所	**令和８年 11 月４日（水）** **～令和８年 11 月１０日（火）** ※定員を超過した場合は公開抽選となります。 ※公開抽選を行う場合は令和８年 11 月 20 日（金）に市 HP にてお知らせします。	利用を希望する施設にお問い合わせください。 ※市では受付できません。
５月入所以降	原則利用希望月の**前月 15 日**まで ※先着順での利用決定になります。 ※8 月入所は夏休み期間となるため申請できません。	

（2）　２号・３号認定（公立・私立共通）

入所月		申請期間
４月入所	一次	**令和８年 10 月１日（木）～令和８年 11 月２日（月）**
	二次	**令和８年 11 月 11 日（水）～令和８年 12 月 25 日（金）**
５月入所以降		入所（園）を希望する月の前々月末 ※月末が土日祝の場合は翌平日が締め切りとなります。 ※令和 10 年２月入所の締め切りは、令和 10 年１月４日（月）となります。

2　申請書類の配布場所および申請先

（1）　１号認定（認定こども園の幼稚園機能の利用）

	公立認定こども園	私立認定こども園
配布場所	市原市役所保育課、公立認定こども園	各施設
申請先	市原市役所保育課	

（2）　２号・３号認定（公立・私立共通）

	対象施設
配布場所	市原市役所保育課、公立保育施設、私立認可保育園、私立認定こども園、 各支所（配布のみ。申請不可）
申請先	市原市役所保育課、公立保育施設、私立認可保育園、私立認定こども園 ※市原市外の認可保育施設を希望施設に含む場合は、市原市役所保育課でのみ受付

※申請の際は、入所（園）を希望する児童と一緒にお越しください。郵送では受け付けておりません。
※申請書類の一部は市 HP からダウンロードできます。本利用案内表紙裏の QR コードから利用申込案内をご確認ください。

【電子申請も可能です！！！】

申請書への記入を省略できる電子申請（Logo フォーム）も可能です。
本利用案内表紙裏の QR コードから申請ができますので、就労証明書等の添付書類をご用意したうえでご利用ください。**（電子申請をした場合でも、窓口で児童の状況を確認いたします。上記の申請期間中に児童と一緒に保育課へお越しください。）**

3　入所(園)までの流れ

（1）　1号認定（認定こども園の幼稚園機能の利用）

認定こども園の見学

入園を希望する施設の事前見学を推奨しています。
見学については、各施設に直接ご連絡ください。

【公立認定こども園の場合】

利用申込み

・教育・保育給付認定申請書（兼保育所等入所申込書）を市原市役所保育課に提出します。
・原則入園を希望する児童と一緒にお越しください。

支給認定証の交付

・提出された書類により、支給認定証が交付されます。（新規申請の場合は郵送）

（抽選）※4 月入園のみ

・4 月入園のみ、定員を超過した場合は公開抽選が行われます。
※公開抽選の実施は市 HP にてお知らせします。
・5 月入園以降は先着順となります。

内定の場合

・内定通知書により結果が郵送されます。

入園説明会

・入園前に入園説明会にご参加ください。

利用開始

保留の場合

・内定に至らなかった場合は待機となります。
・待機となった場合は待機者名簿に記載され、辞退等により内定した児童が入園に至らなかった場合、順次繰上げで内定となります。

【私立認定こども園の場合】

利用申込み

・利用を希望する施設から願書を受け取り、提出します。

内定

・内定後に、施設から教育・保育給付認定申請書（兼保育所等入所申込書）を受け取り、施設へ提出します。

支給認定証の交付

・施設を通して支給認定証が交付されます。

利用契約

・支給認定証が交付されたら、施設と利用契約を結びます。

利用開始

・施設の詳しい利用方法については、施設に直接お問い合わせください。

【2号認定との併願について】

公立認定こども園の1号の申請を行う場合、2号との併願申請（保育所、認定こども園の保育所機能、地域型保育事業の同時申請）は行えません。私立認定こども園の1号の申請を行う場合、2号との併願申請の可否については、利用を希望する施設にご確認ください。

（2）　2号・3号認定（公立・私立共通）

【4 月入所の場合】

保育施設の見学

・入所（園）を希望する施設の事前見学を推奨しています。
・見学については、各施設に直接ご連絡ください。

利用申込み

・教育・保育給付認定申請書（兼保育所等入所申込書）及び添付書類一式をご提出ください。
・申請時は、原則入所（園）を希望する児童と一緒にお越しください。
・市原市に転入予定のない市外在住の方は、４月入所（一次）の申請期間に申請された場合でも４月入所（二次）からの審査となります。
・**申請後に家庭状況や児童の健康状況に変化があった場合は速やかに届け出てください。**

支給認定証の交付

・提出された書類により、保育の必要性の事由や保育の必要量を確認し、支給認定証を交付します。
・書類に不備があった場合や不明な点がある場合は、電話等で内容を確認することがあります。
・**保育施設への入所（園）が決定したわけではありません。**

入所審査（一次）

・市原市が定める基準に基づき優先順位をつけ、保護者が希望する施設の中から利用できる施設を市原市が調整します。（利用調整）
・基準である指数表及び競合表は市 HP に掲載しています。

【内定の場合】
内定通知（1 月中旬頃）

【保留の場合】
保留通知（1 月中旬頃）

・入所審査（一次）で保留の方は自動的に入所審査（二次）の対象となります。
・入所（園）を希望する施設の追加、変更が可能です。

入所審査（二次）

・入所審査（一次）で保留の方、４月入所（二次）の申請期間に申請された方、転入予定のない市外在住の方が対象となります。

【内定の場合】
内定通知（2 月下旬頃）

【保留の場合】
保留通知（2 月下旬頃）

・この時点で保留の方は５月以降の入所審査の対象となります。

入所（園）説明会

・入所（園）前に入所（園）説明会等に参加いただきます。日程・持ち物等については内定通知に同封されています。

利用者負担額決定通知（一次：２月下旬頃、二次：３月上旬頃）

利用開始

・私立認定こども園、地域型保育事業の場合は事業者と利用契約を結ぶ必要があります。

【5 月～3 月入所の場合】

保育施設の見学

・入所（園）を希望する施設の事前見学を推奨しています。
・見学については、各施設に直接ご連絡ください。

利用申込み

・教育・保育給付認定申請書（兼保育所等入所申込書）及び添付書類一式をご提出ください。
・申請時は、原則入所（園）を希望する児童と一緒にお越しください。
・**申請後に家庭状況や児童の健康状況に変化があった場合は速やかに届け出てください。**

支給認定証の交付

・提出された書類により、保育の必要性の事由や保育の必要量を確認し、支給認定証を交付します。
・書類に不備があった場合や不明な点がある場合は、電話等で内容を確認することがあります。
・**保育施設への入所（園）が決定したわけではありません。**

入所審査

・市原市が定める基準に基づき優先順位をつけ、保護者が希望する施設の中から利用できる施設を市原市が調整します。（利用調整）
・基準である指数表及び競合表は市 HP に掲載しています。

年度内（3 月まで）は翌月の入所審査へ

【内定の場合】
内定通知
（内定した月の前月 20 日頃）

【保留の場合】
保留通知（利用希望した月の前月 20 日頃）
※申請書提出後、最初の審査のみ通知

・年度内（3 月まで）は継続して入所審査を行いますが、翌年度については再度申請が必要です。
・継続して審査している場合、2 回目以降の保留通知は郵送されません。
・**2 回目以降の保留通知が必要な場合は、保留通知再交付申請を行ってください。**再交付申請は、本利用案内表紙裏の QR コードまたは窓口にて申請が可能です。申請後、1 週間程度で郵送いたします。
・入所（園）を希望する施設の追加、変更は保育課にてお手続きください。

入所（園）説明会

・入所（園）前に入所（園）説明会等に参加いただきます。日程・持ち物等については内定通知に同封されています。

利用者負担額決定通知
（内定した月の前月 25 日頃）

利用開始

・私立認定こども園、地域型保育事業の場合は事業者と利用契約を結ぶ必要があります。

【教育・保育給付認定申請書（兼保育所等入所申込書）の有効期限について】

入所（園）申請の有効期限は当該年度の年度末までです。1 回提出すると、当該年度の年度末まで自動的に毎月審査対象になります。ただし、育児休業中で申し込みをしている方が次月以降の審査の継続を希望せずに申請した場合は、再度審査を希望する月にあわせて申請が必要になります。

また、保留中の方が翌年度の 4 月以降も申請を継続したい場合、翌年度分の申請を改めて行う必要があります。

4　必要書類（1号（公立）、2号・3号）

（1）　すべての方で必要な書類

No	必要書類	説明
1	**教育・保育給付認定申請書（兼保育所等入所申込書）** ※令和８年度：うぐいす色 ※令和９年度：コスモス色	教育・保育給付認定申請と入所申込を兼ねた書式です。 A3 二つ折りの用紙で、年度ごとに色が異なります。 ※公立認定こども園の幼稚園機能を申し込む場合は、「公立認定こども園１号認定申請用」と記載のあるものになります。
2	**マイナンバー（個人番号）申告書**	１の申請書に記載した世帯員全員のマイナンバー（個人番号）を記入してください。 申請時に保護者の方の本人確認を行いますので、申告書末尾に記載された確認書類のいずれかをご持参ください。
3	**保育の必要性を証する書類（２号・３号のみ）**	申請する児童からみて、以下に該当する方について提出してください。 ・父、母、同居の祖父母（入所希望月１日時点で６５歳未満） 提出が必要な書類の詳細は次ページをご確認ください。 ※同居の祖父母については、提出がなくても受け付けは行いますが利用調整において優先順位が下がります。
4	**母子手帳の写し**	出産の状態、直近の健康診断のページの写し
5	**母子手帳以外の健康診断の写し（ある場合）**	概ね６か月以内に受けた、かかりつけ医が実施した健康診断等の写し

（2）　児童・世帯の状況に応じて必要な書類

状況	必要書類
児童が障がいを有する	・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳いずれかの写し、または医師の診断書
父母のどちらかの保育の必要性を証する書類の提出が困難	【離婚調停中の場合】 ・呼び出し状、事件係属証明書、調停期日通知書、弁護士からの離婚協議中であることが証明できる書類のいずれか 【拘禁中の場合】 ・在監証明書等の拘禁中であることが証明できる書類
市外転出予定のため他市の保育施設を希望する（１号は除く）	・転出先市区町村の求める書類（事前に転出先市区町村にご確認ください。）
市内転入予定のため市原市の保育施設を希望する（１号は除く）	・転入に関する誓約書（市原市様式） ・土地売買契約書や賃貸契約書等の転入予定とわかる書類の写し

（3）　世帯の状況に応じて提出する書類

状況	必要書類
単身赴任等で父母が市外に住んでいる又は市原市外から申請する	・市外在住者の所得税課税証明書、所得税非課税証明書 ※提出がない場合、利用調整において優先順位が下がる場合があります。
認可外保育施設、企業主導型保育事業を月極で利用している又は幼稚園を利用している	・認可外保育施設等の契約書や在籍証明書、申請時点で６か月以内に月極で施設利用したことが証明できる領収書等

一時預かり事業、職場内託児所等を利用している	・申請時点で６か月以内に施設利用したことが証明できる領収書等 ※育児休業明けでの申請の場合、利用調整において加点の対象とならないため提出不要です。
生活保護を受給している	・生活保護受給証明書（直近のもの）
里親世帯	・里親登録証明書（里親世帯であることが証明できる書類）
世帯の第１子が保護者と別居している（０歳から２歳児クラスの児童の入所申請のみ）	・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）及び健康保険証の写し等の生計が同一であることが確認できる証明書 ※入所児童が第２子以降であることの確認ができない場合、保育料無償とはなりません。

※提出がない場合でも受け付けは可能ですが、優先順位の低下や、保育料が高額になる場合などがあります。

【保育の必要性を証する書類】

保育が必要な理由		添付書類及び注意事項
就労	雇用されている方（会社員、公務員、パート、派遣社員等）	・雇用主が証明した月６０時間以上の就労時間がある就労証明書（市原市様式） ※育児休業中の方は、必ず育児休業期間の欄を記載してもらってください。 ※就労時間が月１２０時間未満で標準時間での利用を希望する場合は、「標準時間利用申出書」をあわせて提出してください。
	自営業の方	・本人が記入した月６０時間以上の就労時間がある就労証明書（市原市様式） ・開業届出書、営業許可証、商業・法人登記履歴事項全部証明書の写し ※いずれも提出できない場合は、確定申告書（控）等、事業による収入を確認できるものの写し ※就労時間が月１２０時間未満で標準時間での利用を希望する場合は、「標準時間利用申出書」をあわせて提出してください。
	農業に従事する方	・農業従事申立書
妊娠・出産		・出産（分娩）予定日の記載された母子手帳の写し、医師の診断書、または産前・産後休暇の記載された雇用主が証明した就労証明書
疾病・障害		・医師の診断書または身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳いずれかの写し ※原則として、診断書については市原市指定の書式にて提出してください。ただし、保育が困難である等、家庭で児童を保育できない事項が記載されていれば、指定の書式でなくても構いません。
看護・介護等		・介護を受ける方の医師の診断書または身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳いずれかの写し ・要介護認定を受けている場合は介護保険証の写し ・療育関係の学校への通学の付き添いをしているときは、学校が証明した通学証明書 ※看護・介護については、当該親族と同居している、または長期入院等をしている場合に認められます。 ※診断書には、介護が必要な旨の記載が必要となります。また、入院日、病名、症状、治療期間等、できるだけ詳しく記入するようお願いしてください。
災害復旧		・公的機関の発行する罹災証明書
就学		・通学先の学校が証明した就学等（予定）証明書、在学（通学）証明書 ※在学（通学）期間を記載してもらってください。 ※時間割表・カリキュラムも提出してください。 ※通信教育は入所（園）理由に該当しません。
求職中		・求職活動状況申告書

※上記の各種証明書については、４月入所の場合は前年度９月以降、5～3 月入所の場合は申請日時点で６か月以内に証明されたものが有効となります。有効期限を過ぎた証明書では申請できませんのでご注意ください。

4　申請にあたっての注意事項

1　　事前見学の推奨について

保育施設の形態は、公立や私立、規模等により方針や特色が異なります。その他、行事等に伴い、費用の負担が発生する場合もあります。入所（園）後のミスマッチを防ぐためにも、事前に見学することを推奨しています。

見学については、施設内の見学のほかに、園庭開放を行っている施設や、支援センターを併設している施設もありますのでご利用ください。**見学の日程調整等や園庭開放の利用等については、各施設にお問い合わせください。**

事前見学をしていない場合に入所（園）を受け付けない、利用調整に影響するといったことはありませんが、毎日通う施設になりますので、できるだけ申請される児童と一緒に見学をお願いいたします。見学の際は、各施設の教育・保育方針や施設の雰囲気、時間内に送迎が可能かどうか、持ち物、制服等のその他費用等についてもご確認ください。

2　　育児休業中の認可保育施設の利用について

育児休業中は、原則、認可保育施設の利用ができません。ただし、以下に該当する場合は、育児休業中でも申請・利用が可能です。

※育児休業とは、育児休業法等定められた育児休業をとる場合をいいます。

（1）　育児休業から復職する場合

育児休業期間を満了して復職する場合、または入所（園）が内定した際に育児休業期間を切り上げて仕事に復職する場合に認可保育施設の申請が可能です。

申請の際は、保育の必要性の事由を就労として申請してください。併せて、入所申込書の「育児休業中で申し込みの方」の欄を記入してください。「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できますか。」の欄で「はい」を選択した場合、調整指数を減点しての審査となるためご注意ください。

また、**認可保育施設内定後は、職場復帰確認のために、改めて就労証明書（証明日が内定通知日以降のもの）を提出していただく必要があります。職場復帰は利用開始月中までにしなければなりません。**利用開始月中までに職場復帰しない場合、入所（園）が取消となります。

職場への復帰が月途中の場合、保育料は復帰日から日割計算で算定します。

【慣らし保育について】

慣らし保育とは、育児休業から復職される方を対象として、**利用開始月内であれば、育児休業復帰日前に内定した認可保育施設の利用が可能**な制度です。

慣らし保育の実施を希望する場合は、利用する認可保育施設と日程等を調整し、慣らし保育利用開始前に「慣らし保育の実施に関する申出書」を利用施設に提出してください。

保育料については、慣らし保育利用開始日から日割計算で算定され、欠席による減額等はありません。

なお、**慣らし保育は利用開始月より前に利用することはできません。**（例：4 月入所（園）が内定した場合、3 月中に慣らし保育は実施できません。）

（2）　既に上の児童が認可保育施設を利用中で、下の児童の出生に伴い育児休業に入る場合

既に認可保育施設を利用している上の児童について、下の児童の育児休業が終了する日の属する月の末日までは継続して認可保育施設を利用することが可能です。継続利用する間は、保育の必要量は短時間認定となります。

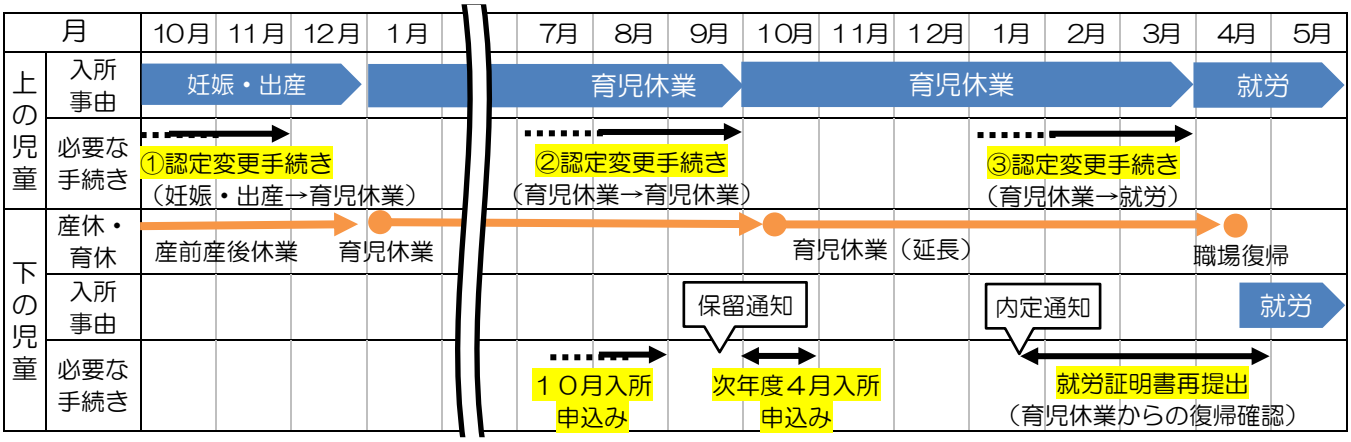
継続利用する場合は、**育児休業の取得期間の記載された就労証明書**をご準備いただき、保育の必要性の事由を「**育児休業中の継続利用」に変更する手続き（認定内容変更）**をお願いいたします。

育児休業中の継続利用をしている間に**育児休業期間を延長した場合**は、延長後の育児休業の終了日が記載された就労証明書をご準備いただき、**再度認定内容変更を行い認定期間の延長をしてください。**

なお、**育児休業の対象となる下の児童が認可保育施設を利用する場合は、育児休業から復帰する必要があります。**下の児童の入所（園）に伴い育児休業から復帰する場合、上の児童については認定内容変更を行い、保育の必要性の事由を就労に変更する必要があります。自動では切り替わりませんので、特に育児休業復帰後に標準時間認定での利用を希望される場合はご注意ください。

育児休業から月途中で復帰する場合、復帰する月の前月末までに認定内容変更の手続きをすることで、上の児童についても復帰月の初日から変更内容が適用されます。月途中からの変更及びそれに伴う保育料の変更は行っておりませんのでご了承ください。

【例】上の児童が認可保育施設を利用中に、①10 月に出産した下の児童の育児休業を取得。下の児童が 1 歳になるタイミングで②育休を延長した上で、４月に③職場復帰する場合の手続き図



※育児休業の延長のための手続きや時期については、雇用先の企業にご確認ください。

3　育児休業給付金の受給期間延長について

育児休業給付金の受給期間延長の手続きには、市原市が発行する保育所等の利用ができない旨の証明書（保留通知）が必要となります。

保留通知の発行には、当該月の入所（園）申請が必須となります。いかなる理由がある場合も、**入所（園）希望月の締め切り日までに申請がない場合は、当該月の保留通知を発行することはできません。**

各月の申請締め切り日については、P６をご確認ください。４月入所（園）の申請については、他の月よりも締め切り日が前倒しとなっておりますのでご注意ください。

なお、**保留通知が自動的に発行されるのは、初回審査の月のみとなります。**継続審査中の月について保留通知の発行を希望する場合は、本利用案内表紙裏の QR コードまたは窓口にて保留通知再交付申請を行ってください。申請後、1 週間程度で郵送いたします。

なお、育児休業給付金の受給期間延長の手続きや延長可能可否については、市ではお答えすることができません。勤務先またはハローワークにご確認ください。また、厚生労働省（ハローワーク）からの通知を P29 以降に掲載してありますので、そちらもご確認ください。

4　兄弟姉妹の同時申請について

兄弟姉妹を同時に申請する場合、教育・保育給付認定申請書（兼保育所等入所申込書）の「⑦その他１」欄の「２人以上申し込む場合」という欄を記入してください。

「全員同時に入所（園）を希望」を選択した場合、同時に申請した兄弟姉妹のうち 1 人でも保留となった場合に全員が保留となります。この選択肢を選ぶことで利用調整において優先されるといった対応はありませんのでご注意ください。「希望順位優先」と「同施設優先」の違いは以下のとおりです。

【希望順位優先と同施設優先の違い】

希望順位優先	兄弟姉妹それぞれの希望順位で審査し、他の兄弟姉妹の影響を受けない
同施設優先	兄弟姉妹で同じ施設に入所（園）が可能かを審査し、同じ施設に入所（園）できない場合はそれぞれの希望順位で審査 ※別々の施設に内定する可能性や、より高い希望順位の施設に空きがあっても他の兄弟姉妹の空き状況により希望順位の低い施設に内定する可能性があります

【希望順位優先と同施設優先の違いの例】

上の児童	第１希望　Ａ保育園　空き有り 第２希望　Ｂ保育園　空き無し 第３希望　Ｃ保育園　空き有り	【希望順位優先の場合】 ・上の児童：Ａ保育園に内定 ・下の児童：Ｃ保育園に内定
下の児童	第１希望　Ａ保育園　空き無し 第２希望　Ｂ保育園　空き無し 第３希望　Ｃ保育園　空き有り	【同施設優先の場合】 ・２人ともＣ保育園に内定

兄弟姉妹の同時申請の場合、保護者の保育の必要性を証する書類の原本は１部で構いません。また、既に申請された児童の兄弟姉妹について後から申請される場合は、申請時にその旨を申出ていただければ再度保育が必要なことを証明する書類の提出は必要ありません。（ただし、保育が必要なことを証明する書類の証明日が申請日時点で６か月以内の場合に限ります。）

５　特別な支援を必要とする場合の教育・保育について

●身体障害者手帳や療育手帳、医師の診断書等がある場合等、特別な支援を必要とする児童については、申請時に関係する資料を提出してください。また、事前に児童と一緒に希望施設の見学に行くことをお勧めします。
●児童の心身の状態や発達について気がかりな点やご心配がある場合、健診時や医療機関の受診時に指摘されたことがある場合等は、症状等の詳細を申請時の児童確認の際にお申し出ください。
●特別な支援・配慮を必要とする児童については、集団保育に適応できるか、どのような支援が必要となるか等を確認するため、体験入所や面接等を行うことがあります。（必要に応じて、保育課から案内いたします。）
●公立の施設では、特別な支援・配慮を必要とする児童については、可能な範囲で専従の職員を配置し、他の児童と同じクラス編成の中で教育・保育を実施します。
※専従の職員については、保育課で配置するため、必ずしも保護者の方のご希望に沿えるとは限りません。
※人員体制や施設整備等の状況によっては、受け入れができない場合がありますので、ご了承をお願いします。

６　医療的ケア児の受け入れについて

令和３年４月より、市原市認定こども園における医療的ケア実施ガイドラインを制定し、３ 歳児以上を対象として、医療的ケア児（経管栄養、喀痰吸引、導尿）の受け入れ体制を整えました。申請期間や入所（園）までの流れについては、保育課までお問い合わせください。

７　食物アレルギーの対応について

申請時の児童確認の際に、アレルギーの詳細について確認いたします。
私立保育施設での対応については、各施設にお問い合わせください。

公立保育施設では、特定の原因食物を除去する必要がある場合は、内定通知書に同封されている「市原市公立保育施設における生活管理指導表」（以下、生活管理指導表）の提出が必要になります。医師による記入が必要になりますので、速やかに医療機関を受診し記入をお願いしてください。作成後は内容を確認の上、保護者同意欄へ署名いただき、入所（園）説明会の際に持参してください。提出された生活管理指導表に基づき、入所（園）施設にて保護者と面談を行い、代替食や除去食の提供等、児童に合った対応を決定します。
児童に合った食事を提供するため、年に一度以上は、定期的な受診をしていただき、生活管理指導表を提出してください。
※原因食物が多種多様な児童や、症状が重篤な児童については、面談の上、お弁当を持参していただく場合があります。
※入所（園）までに生活管理指導表の提出がない場合は、安全面を考慮し、提出されるまでご家庭からお弁当を持参していただきます。それに伴う給食費の返還はできませんのでご了承ください。

5　入所(園)申請時のポイント

認可保育施設の入所審査では、申請のあった児童ごとに市原市が定める基準（指数表及び競合表：P25 参照）に基づき点数をつけ、点数の高い児童から順に入所（園）を希望する施設の選考を行い入所（園）の可否を決定します。（利用調整）

入所（園）を希望する施設を決める際は、以下を参考の上、お申し込みください。

●入所（園）を希望する施設数が多い方が内定する可能性が高くなります

入所（園）を希望する施設ごとに利用調整を行うため、施設数が多いほど内定する可能性が高くなります。自宅や最寄り駅の近隣だけでなく、勤務途中や勤務先近隣等の通園可能な施設の申請もご検討ください。ただし、実際に通園できない施設を希望することはおやめください。

なお、希望する施設数は利用調整における優先順位に影響はありません。

●希望順位は入所（園）したい順に記入してください

複数の施設で利用が可能となった場合、希望順位が一番高い施設を内定とします。空きのある施設を第 1 希望にしても、内定しやすくなることはありません。競争率が高く入りにくいと思われる場合でも、希望する順番でお申し込みください。

●申請時点で空きがない施設の申請も可能です

該当施設を利用中の児童の転所（園）や退所（園）により空きが出る可能性があります。入所（園）を希望する施設は空き状況にかかわらず記入してください。

●保育施設で空きがあることを確認しても入所（園）できるとは限りません

２号・３号認定児童の入所（園）については、市原市が定める基準に基づき市が決定するため、保育施設は関与できません。空きを確認した保育施設に入所（園）できるとは限らないため、他の保育施設の申請もご検討ください。

●4 月入所の場合、入所審査（一次）から多くの施設を希望するようにしてください

４月入所のみ２回の審査がありますが、入所審査（一次）で希望していない施設については、入所審査（一次）で他の児童の内定により空きがなくなった場合、入所審査（二次）で希望先として追加しても入所（園）が困難となります。

どんなに優先順位の高い児童であっても、希望していない施設の利用調整は行わないため、入所（園）希望先施設は漏れなく記入してください。

【保留となった場合】

保留となった場合、できるだけ保育施設に入所していただくため、以下をご検討ください。

また、入所（園）申請は年度ごとに必要になります。現在保留中で、翌年度 4 月以降も継続して入所（園）を希望する場合は、翌年度の申請も改めてお手続きください。

（1）　希望する施設を増やす

希望する施設数が多いほど内定する可能性が高くなります。

希望順位の低い施設に内定した場合でも、転所（園）の申請をすることで、転所（園）を希望する施設に空きが出た場合に新規申込者より優先的に入所（園）できる可能性があります。（空きが出れば必ず入所（園）決定となるわけではありません。また、入所（園）できるまでは内定した施設に通い続ける必要があります。）実際に通園できる範囲で、できるだけ多くの施設を希望していただくことをご検討ください。

手続きの方法や締め切り日については P18 をご確認ください。

（2）　認可保育施設以外の利用を検討する

認可保育施設が保留となった場合は、認可外保育施設や企業主導型保育事業所等の認可保育施設以外の利用もご検討ください。

認可外保育施設は認可の申請をしていない保育施設ですが、その分保育の内容や運営に自由度があり独自の保育サービスを提供している施設もあります。企業主導型保育事業については事業所が従業員を対象に設置する保育施設ですが、地域枠として地域の児童の受入れも可能な施設です。各施設の詳細については、本利用案内末尾をご確認ください。

その他に利用できるサービスとして一時預かり事業もありますので、必要に応じてご検討ください。

6　広域(管外)入所の手続き

認可保育施設は、原則、住民登録をしている市区町村にある施設のみ利用することができます。
ただし、里帰り出産、転出予定、勤務先が所在している等を理由として、市外の施設を申請できる場合があります。（要件は市区町村で異なります。）

1　市原市に住民登録のある方が市外の認可保育施設を申請する場合

市外の施設を希望する場合は、住民登録のある市原市を通しての申請となります。（ただし、転出先市区町村が転入予定者の申請を直接受け付けている場合はこの限りではありません。）
希望先市区町村によって、市外在住者が利用できる要件や締め切り日、必要な書類は異なります。市原市への申請の前に、あらかじめ希望先市区町村の担当課へご確認ください。

【市外の認可保育施設を申請する場合の手続き】

	転出予定なしの場合	転出予定ありの場合
申請先	市原市役所保育課（市内保育施設では受け付けできません。）	市原市役所保育課（市内保育施設では受付できません。） ※転出先市区町村が直接申請を受け付ける場合は転出先市区町村の担当課
申請期限	**【4月入所】** 市原市の申請受付日～希望先市区町村における市外居住者の締め切り日の概ね7日前まで **【5～3月入所】** 希望先市区町村の各月の締め切り日の概ね7日前まで	
提出書類	・市原市の定める書類 ・希望先市区町村の定める書類	・市原市の定める書類 ・希望先市区町村の定める書類 ・転出予定を確認できる書類（不要な市区町村もあります。）
備考	・希望先市区町村の施設を利用する理由（勤務先近傍、祖父母が在住等）が必要となります。	・入所（園）が内定した場合、市区町村によっては入所（園）が内定した月の前月末までに転入手続きを完了することが必要な場合があります。転入手続きを完了しなければ入所（園）内定が取消しとなる場合がありますのでご注意ください。 ・住民票の異動後に、改めて転出先市区町村の担当課へ利用申請が必要になります。

※市原市の認可保育施設と併せて申請する場合は、締め切り日の早い方に併せて申請する必要があります。
※希望する市区町村の在住者が優先されるため、市外からの希望者は優先順位が下がる可能性があります。

なお、市原市に住民登録がある状態で、**市内在住者として認可保育施設の入所（園）を申し込んでいる方が市外に転出した場合、市原市で行った申請は自動的に取下げとなります。**
転出後も市原市内の保育施設への申請を継続したい場合、次のページの①～⑤のいずれかの要件に該当したうえで、転出先の市区町村で再度申し込みをしていただく必要があります。

2　市原市外に住民登録のある方が市原市の認可保育施設を申請する場合

市原市では、次の①～⑤いずれかの要件に該当すれば、市外在住の方でも認可保育施設の利用を申請できます。

①市原市内に父母どちらかの勤務先がある。
②市原市内を父母どちらかが通勤経路として利用する。 ※通勤経路として利用する場合とは、ご自宅から勤務先まで最短経路において利用する場合に限ります。
③里帰り出産をする。
④千葉市民または四街道市民である。（３市間の広域連携により、①～③の要件は不要）
⑤継続利用を希望する。（転出した当該年度に限る）

※在籍中の児童でも上記の要件を途中で満たさなくなった場合、退所（園）となります。

市外在住の方が市原市内の保育施設を希望する場合、申請は現在お住いの市区町村を通しての申請になります。ただし、転入予定の場合は市原市に直接申請するよう案内される場合がありますので、お住いの市区町村にご確認ください。

【市外在住の方が市原市の認可保育施設を申請する場合の手続き】

	転入予定なしの場合	転入予定ありの場合
申請先	現在お住いの市区町村	同左　※直接申請するよう案内があった場合は市原市役所保育課
申請期限	市原市在住者と同じ締め切り日（必着） ※必着ですので締め切りより１週間ほど余裕を持って申請をお願いいたします。	
提出書類	・市原市の定める書類 ・希望先市区町村の定める書類	・市原市の定める書類 ・希望先市区町村の定める書類 ・転入に関する誓約書（市原市様式） ・土地売買契約書や賃貸契約書等の転入予定とわかる書類の写し
備考	・４月入所の申請の場合、市原市の保育施設に保育士として勤務する方以外の新規申請者は、二次審査から審査の対象となります。	・入所（園）が内定した場合、入所（園）が内定した月の前月末までに転入手続きを完了してください。**転入手続きを完了しなければ入所（園）内定が取消しとなる場合があります。** ・転入前の市区町村の様式で申請をしている場合、転入後に改めて市原市の様式にて申請していただく必要があります。次年度の審査も希望する場合は、今年度分と併せて次年度分の申請を忘れずに行ってください。 ・転入直前まで認可保育施設を利用している場合は利用調整において転所（園）として審査されますが、初回の審査で保留となりその後の利用調整時に転入前の認可保育施設を退所した場合は新規申請として審査されますのでご了承ください。

3　転入・転出後も現在利用している施設を継続利用する場合（当該年度に限る）

転入・転出前に認可保育施設を利用している場合は、転入・転出後も継続して利用することが可能です。

ただし、継続利用できる期間は転入・転出をした当該年度に限るため、他の市外施設を利用できる条件に当てはまらない場合、翌年度以降は退所となります。

（１）　市原市に転入予定で、現在利用中の市原市外の施設を継続利用する場合

改めて市原市に「教育・保育給付認定申請書（兼保育所等入所申込書）」を提出してください。
転入前の市区町村でのお手続きや、継続利用できる期間については、各市区町村にご確認ください。

（２）　市外に転出予定で、現在利用中の市原市の施設を継続利用する場合

利用中の施設に、市外への転出に伴う継続利用である旨を伝えた上で、転出するまでに「保育所等退所届」を提出してください。あくまで市内在住者としての利用が終了することによる事務上の手続きのため、こちらの提出によって施設が利用できなくなるわけではありません。
転出先の市区町村でのお手続きも必要になりますので、各市区町村にご確認ください。

7　入所(園)申請後の手続き

1　家庭の状況や申請内容に変更がある場合の手続き

保留中・内定後にかかわらず、入所（園）申請後に下表のような変更があった場合は届出が必要となりますので市原市役所保育課にお申出ください。教育・保育給付認定の有効期間が切れる場合も、認定事由の変更等の届出により、有効期間を延長する必要があります。

変更の届出については、変更事由が発生する前月末までの届出をお願いします。前月末までに届出がなかった場合、届出を提出した翌月からの適用となります。月途中での変更はできません。教育・保育給付認定の有効期間切れに伴う変更の場合、提出期限を過ぎると有効期間が途切れ、認可保育施設の利用や申請が継続できなくなりますのでご注意ください。

保留中に変更の届出を行った場合、保育の必要性の認定事由の変更や入所（園）希望先の変更といった利用調整に影響する変更内容が利用調整に適用される時期は、届出を提出した時点で最速で入所（園）申請できる時期となります。提出した翌月から適用されるわけではありませんのでご注意ください。

※認定区分の変更については施設の受け入れ体制により認められない場合がありますので、事前に施設にお問い合わせください。

【届出が必要な変更事由】

変更内容	提出書類	備考
児童・保護者の氏名・住所の変更	・教育・保育給付認定届出事項変更届	
世帯員の増減（結婚、離婚、離別等）	・保育所（園）入所申込書記載事項（世帯員）変更届	・市外在住者との婚姻による場合等は所得税課税証明書等の提出をお願いする場合があります。
保育を要する理由の変更（就労、離職、出産、就学、育休取得等）	・教育・保育給付認定内容変更申請書 ・就労証明書またはその他の保育の必要性を証する書類（P11 参照）	
保護者の転職	・保育所（園）入所申込書記載事項（勤務先）変更届 ・転職後の勤務先の就労証明書	・転職前に標準時間認定を受けており転職後の勤務時間が月 120 時間未満の場合、短時間認定に変更するか標準時間利用申出書を提出してください。
	・教育・保育給付認定内容変更申請書	・転職により保育の必要量を変更する場合に提出してください。
申請児童が認可外保育施設等や一時預かりを利用した場合（保留中の場合のみ）	・保育所（園）入所申込書記載事項（児童の保育状況）変更届 ・直近 6 か月以内の利用が確認できる契約書や領収書等の写し（P10・11 参照）	・利用調整において加点となる場合があります。
入所（園）希望先の追加・変更（保留中の場合のみ）	・保育所（園）入所申込書記載事項（入所希望先）変更届	・希望する施設を追加したい場合は、既存の希望する施設を記入した上で、追加したい施設を記入してください。

※各変更届は、市原市役所保育課・公立保育施設・私立認可保育園・私立認定こども園にあります。
提出先は、市原市役所保育課・公立保育施設・私立認可保育園・私立認定こども園です。**市内各支所では受付できません。**

2　内定後の手続き

（1）　育児休業から復帰する場合

内定通知日以降に証明された就労証明書の提出が必要です。利用開始月までに、内定した認可保育施設にご提出ください。

※育児休業からの復帰による申請の場合、内定通知書の保育の実施期間が短く設定されています。職場復帰が確認された後で改めて本来の実施期間に変更します。

（2）　内定を辞退する場合

入所（園）が内定した後、ご家庭の都合等で辞退をされる場合は、保育課と入所（園）が内定した施設まで早急に連絡してください。また、内定した施設の入所（園）説明会までに「辞退（取下）届」を提出していただきます。

内定を辞退した場合、辞退した月の属する年度内の利用調整において減点対象となります。また、内定を辞退した場合に改めて保留通知を発行することはありません。

内定の辞退は待機となっている他の児童のご迷惑となりますので、希望先の認可保育施設、希望入所（園）月等はあらかじめよく吟味した上でお申込みください。

（3）　内定した施設以外の認可保育施設の利用を希望する場合

内定後に内定した施設よりも希望順位の高い施設に空きが出た場合であっても、自動的に転所（園）できません。内定した施設を利用しつつ、他の認可保育施設に空きが出た場合に転所（園）したい場合は、「保育所等転所願」にて申請してください。

「保育所等転所願」の申請の締め切り日は、入所（園）申請の締め切り日と同じです。「保育所等転所願」は年度単位での申請となりますので、翌年度も継続して転所（園）したい場合は改めて申請してください。また、転所（園）を取りやめたい場合は、「辞退（取下）届」の「１．入所申請取下」を選択して提出してください。

転所（園）の場合は新規での入所申請よりも優先されますが、希望先の認可保育施設に空きがない場合は転所（園）できませんのでご了承ください。

内定した認可保育施設を利用せずに他の認可保育施設を希望する場合は、内定を辞退した上で次月以降の継続審査を希望していただく必要があります。（ただし、年度内の利用調整において減点となります。）

8 利用者負担額(保育料)等

1 保育料

認可保育施設を利用する場合の月額の利用者負担額（保育料）は、ご家庭の所得に応じて市が決定します。公立保育施設と私立保育施設で違いはありません。

（1） ３歳児クラス～5 歳児クラス

令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化の制度開始に伴い、保育料は無償となっています。
延長保育料、給食費、教材費、行事費等は無償化の対象とならないため、保護者の負担になります。

（2） ０歳児クラス～2 歳児クラス

保護者の市民税所得割額の合計により算定される階層と、保育必要量の区分により保育料を決定します。

０ 歳児クラス～2 歳児クラスの保育料には給食費が含まれていますが、延長保育料、教材費、行事費等は保護者の負担になります。

保育料の算定根拠となる市民税所得割額は、配当控除・寄付金特別控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除・電子証明書等特別控除等の税額控除前の金額で算定を行います。

保育料の算定対象となる保護者については、児童と同一世帯の父母（単身赴任等で別居中の父母も含む）を基礎としますが、父母がともに非課税の場合は、在籍する月の１日時点で同居する祖父母のどちらか市民税所得割額の高い方を対象とします。

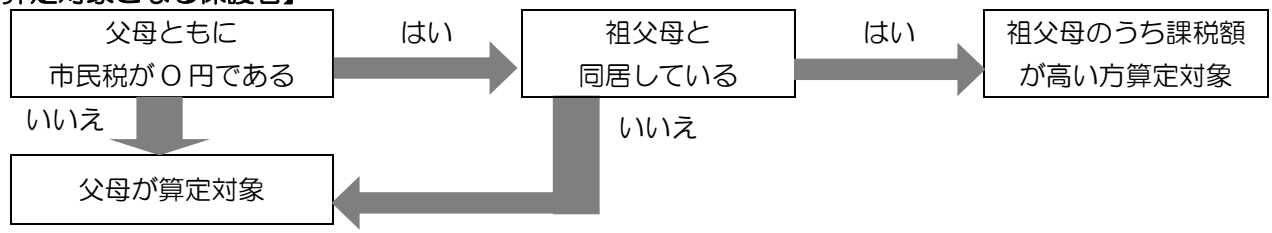
市民税所得割額ごとの階層については、次ページの市原市利用者負担額（保育料）表をご確認ください。

世帯員の変更又は市民税の修正申告等により月額保育料に変更がある場合は、年度内に限り還付等を行います。過年度分の保育料については変更しませんのでご注意ください。また、**未申告の場合は世帯の階層区分を最高階層にあたるものとみなして算定しますので必ず申告してください。**

【算定根拠となる市民税所得割額の年度】

利用月と市民税年度	施設利用する月	市民税該当年度
	令和９年４月から令和９年８月まで	令和８年度市民税額 （令和７年１月から令和７年 12 月までの収入で決定された課税額）
	令和９年９月から令和１０年３月まで	令和９年度市民税額 （令和８年１月から令和８年 12 月までの収入で決定された課税額）

【算定対象となる保護者】



（3）保育料の軽減措置について

０ 歳児クラス～2 歳児クラスの利用児童が、生計を同一としている中で最年長から２人目以降の児童であれば、保育料を無償とします。

なお、利用児童が世帯において、第２子以降であることの証明等は、原則不要ですが、第１子が保護者と別居している場合は、市で確認することができないため、戸籍全部事項証明（戸籍謄本）及び健康保険証の写し等の生計が同一であることが確認できる証明書の提出が必要となります。なお、対象と思われる方であっても、証明できる書類の提出がない場合は無償とはならないのでご注意ください。

※第１子の状況が確認できる証明書の提出により月額保育料に変更がある場合は年度内に限り還付等を行います。過年度分の保育料については変更いたしませんのでご注意ください。

令和9年度市原市利用者負担額(保育料)表

各月初日の教育又は保育を受ける児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額							
階層区分の定義			3号認定							
			保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業（家庭的保育を除く）				家庭的保育事業			
			標準時間		短時間		標準時間		短時間	
				ひとり親世帯等		ひとり親世帯等		ひとり親世帯等		ひとり親世帯等
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯並びに児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世帯		0	0	0	0	0	0	0	0
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯		0	0	0	0	0	0	0	0
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち、均等割のみ課税されている世帯		8,300	3,080	8,100	3,000	6,200	2,300	6,100	2,260
D1	A階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割額が次の区分に該当する世帯	24,300円未満	9,600	3,560	9,400	3,480	7,200	2,670	7,100	2,630
D2		24,300円以上48,600円未満	11,000	4,080	10,800	4,000	8,300	3,080	8,100	3,000
D3		48,600円以上57,200円未満	11,900	4,410	11,600	4,300	8,900	3,300	8,700	3,220
D4		57,200円以上77,101円未満	13,900	5,150	13,600	5,040	10,400	3,850	10,200	3,780
D5		77,101円以上97,000円未満	16,600		16,300		12,500		12,200	
D6		97,000円以上121,000円未満	22,900		22,500		17,200		16,900	
D7		121,000円以上145,000円未満	37,400		36,700		28,100		27,500	
D8		145,000円以上169,000円未満	42,500		41,700		31,900		31,300	
D9		169,000円以上211,201円未満	47,800		46,900		35,900		35,200	
D10		211,201円以上256,100円未満	55,600		54,600		41,700		41,000	
D11		256,100円以上301,000円未満	56,600		55,600		42,500		41,700	
D12		301,000円以上349,000円未満	57,600		56,600		43,200		42,500	
D13		349,000円以上397,000円未満	58,300		57,300		43,700		43,000	
D14		397,000円以上	75,800		74,500		56,900		55,900	

※１　保育料の年齢は、令和９年４月１日の前日の満年齢を適用します（年度の途中で誕生日を迎えても変更となりません）。

※２　令和９年度の保育料は、児童の年齢と、世帯（原則は父母）の市民税額から算定します。父母の市民税額が非課税の場合、同居する祖父母のどちらか高い方の市民税額で階層決定します。

※３　保育料階層の切替時期は９月になります。４月分から８月分までの保育料は令和８年度の市民税額で決定します。９月分から３月分までの保育料は令和９年度の市民税額で決定します。そのため、保育料決定は年２回実施となります。

※４　この表のＤ１階層からＤ１４階層までにおける「所得割の額」とは地方税法第２９２条第１項第２号の所得割の額をいい、この所得割を計算する場合には、同法に規定する寄付金控除、外国税額控除並びに配当控除、住宅借入金等特別税額控除等の規定は適用しないものとします。

※５　ひとり親世帯等とは、保護者または保護者の同一の世帯に属する者が以下に該当する世帯をいいます。①生活保護法第６条第２項に規定する要保護者　②母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者の無い者で現に児童を扶養している者　③身体障害者福祉法第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者　④療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者　⑤精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第４５条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者　⑥特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童　⑦国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者

※６　多子軽減措置については、同一世帯において第２子以降の児童であれば、保育料を無償とします。所得制限はありません。

2　延長保育料

クラス、認定区分に関わらず、保護者負担となります。
金額については各施設が決定しているため、各施設に確認してください。

3　給食費（3歳児・満3歳児クラス以上のみ）

１号認定児童（満３歳児クラス含む）、３ 歳児クラス以上の２号認定児童については、給食の提供を受けた場合に主食代（ごはん等）、副食代（おかず・おやつ等）をお支払いいただきます。
主食代、副食代の金額については、各施設に確認してください。

給食費の軽減措置について

以下に該当する場合は給食費が減免となります。（私立認可保育園、認定こども園の主食代は一度各施設にお支払いいただき、半年に一度、保護者の方からの申請をもって、市からお支払いします。）
※市民税の修正申告等により変更がある場合は年度内に限り変更します。過年度分については変更しませんのでご注意ください。

【主食代、副食代の多子軽減】

⑴　１号認定の場合
同一世帯において、入所（園）中の児童の上に小学校３年生以下の児童がいる場合、小学校３年生以下の児童の中で第何子かをカウントし、第３子以降の主食代は月額 1,000 円まで市が後日お支払いし、副食代は免除とします。

⑵　２号認定の場合
同一世帯において、小学校就学前の３人以上の児童が同時に保育施設・事業、幼稚園等を利用している場合には、第３子以降の主食代は月額 1,000 円まで市が後日お支払いし、副食代は免除とします。

●多子軽減のカウント対象

	小学校					兄姉が利用することで主食代・副食代が減免対象となる施設		
	…	４年生	３年生	２年生	１年生	５歳児クラス	４歳児クラス	３歳児クラス
１号認定			←この間の児童の中で第３子以降が対象→					
２号認定						←この間の児童の中で第３子以降が対象→		

※多子軽減のカウントの対象となる小学校就学前の児童については、兄姉が利用することで主食代・副食代が減免対象となる施設を同時に利用中の方に限ります。

●兄姉が利用することで主食代・副食代が減免対象となる施設種類

１	保育所（園）	７	企業主導型保育施設
２	認定こども園	８	特別支援学校幼稚園部
３	小規模保育事業所	９	児童心理治療施設
４	家庭的保育事業所	10	障害児通所施設（児童発達支援、医療型児童発達支援、
５	事業所内保育事業所		居宅訪問型児童発達支援を行う施設）　等
６	幼稚園		

【一定所得世帯に係る副食代免除措置】

市民税所得割額 57,700 円未満（１号認定又はひとり親世帯等の場合は 77,101 円未満）の世帯の方に関しては、１号・２号認定の児童の主食代は月額 1,000 円まで市が後日お支払いし、副食代は免除します。

※ひとり親世帯等とは下記に該当する世帯です。
- ひとり親世帯
- 同一世帯に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳の交付を受けた方がいる
- 同一世帯に国民年金の障害基礎年金を受給している方がいる
- 保護者が特別児童扶養手当を受給している

4　納付方法等

（1）納付先と納期限

利用する保育施設の種類により、納付先、納期限が異なります。

【納付先と納期限】

施設区分	保育料		延長保育料		給食費	
	納付先	納期限	納付先	納期限	納付先	納期限
公立保育施設	施設のある市区町村	毎月末※	施設のある市区町村	利用した月の翌月末※	施設のある市区町村	毎月末※
私立保育所（園）			各施設	各施設にご確認ください	各施設	各施設にご確認ください
私立認定こども園	各施設	各施設にご確認ください				
私立地域型保育事業						

※市原市への納付の場合、納期限（口座振替の場合は引き落とし日）は以下となります。

- 月末が平日の場合：月末
- 月末が土日の場合：翌営業日
- １２月分の場合　：１月４日（土日の場合は翌営業日）

（2）市原市への納付方法

市原市への納付は、口座振替又は納付書による納付が可能です。納付方法はご希望の方法を選択していただくこととなっておりますが、事務処理の迅速化、正確化のため、口座振替の利用をお願いしています。

各施設に納付する場合は、各施設にお問い合わせください。

口座振替	入所（園）内定後に、以下のいずれかで手続きをお願いします。 口座振替の登録が完了すると書面にて通知します。 **①インターネットの web フォームから申し込む** 右の QR コードからアクセスしてお申し込みください。 市 HP にて「web 口座振替」を検索してアクセスすることも可能です。 **②口座振替依頼書（紙）により申し込む** 各施設にて配布する口座振替依頼書を記入し提出してください。 なお、口座振替依頼書を提出頂いてから口座振替の登録ができるまでは２か月ほどお時間がかかりますので、それまでの間は納付書を送付します。 **③既に口座振替を登録している兄姉と同じ口座を利用する** 入所（園）内定後、各施設にある口座登録名簿に必要事項を記入してください。 インターネットからの申し込みはこちら
納付書	コンビニ、金融機関、郵便局、市内各支所、PayPay・PayB・ｄ払い・auPAY（※）にてお支払いできます。 納付書は、毎月２０日前後に発行します。

※　PayPay・PayB・ｄ払い・auPAY での納付については、納付手数料は無料ですが、領収書は発行されません。また、ポイントの付与はありません。利用方法については、市 HP 又は PayPay・PayB・ｄ払い・auPAY 公式サイトから確認をお願いします。

（3）市原市に納付される場合の延滞金と滞納処分

納期限が過ぎても保育料等が納付されない場合、延滞金が発生します。

また、毎月のお支払いが期限までに確認できない場合は、督促状を発行します。それでもなお滞納となっている場合は、滞納金額に関らず、児童の扶養義務者の勤務先等に照会を行ったうえで、地方税の滞納処分の例により、給与・預貯金・不動産等の財産の差押を保育課及び市の債権管理主管部署が行います。必ず納期内に納付してください。

5　その他の費用

施設によっては、保育料、延長保育料、給食費のほかに、保護者の負担が必要となる費用があります。事前の園見学等により各施設にご確認ください。

※施設により保護者負担となる費用の例

教材費、行事費、制服代、入所（園）（準備）金、保護者会費等

9 Q&A

目次

① 教育・保育給付認定に関すること（P24）

② 入所（園）申請に関すること（P24～25）

③ 利用調整に関すること（2号・3号認定について）（P25）

④ 保育料等に関すること（P26）

⑤ 第2子以降保育料無償化に関すること（P26）

⑥ 認定こども園に関すること（P27）

⑦ マイナンバー（個人番号）に関すること（P27）

①教育・保育給付認定に関すること

Q1　私立幼稚園と認可保育施設を併願する予定です。どのような手続をすればよいですか？

A 認可保育施設を利用するための２号の認定と利用の申請をするとともに、私立幼稚園に申込みを行っていただきます。最終的に私立幼稚園に入所（園）する場合、教育・保育給付認定申請書（兼保育所等入所申込書）の取下げを行ってください。また、認可保育施設を利用することになった場合は、私立幼稚園へ必ず連絡してください。

Q2　１号から２号への教育・保育給付認定区分の変更や、短時間から標準時間への保育必要量の変更がある場合、どのような手続が必要ですか？

A 支給認定証の有効期間内かつ変更事由を適用する前月末までに、「教育・保育給付認定内容変更申請書」と変更内容を証明する書類を提出してください。提出先は、認可保育施設を利用していない場合は市原市役所保育課、認可保育施設を利用中の場合は認可保育施設となります。前月末までに提出がなかった場合は、変更事由の適用が届出を提出した翌月からとなりますのでご注意ください。

※１号から２号への変更については、認可保育施設との調整が必要となります。また、区分変更理由書の提出も必要となります。

②入所(園)申請に関すること

Q3　求職中でも入所（園）申請はできますか？

A 利用申請が可能です。ただし、就労している世帯等に比べて利用調整時の優先順位が低くなることをご承知おきください。求職中に入所（園）が決まった場合、利用開始後３か月以内に就職することが条件となります。就職が決まったら速やかに就労証明書を認可保育施設又は市原市役所保育課へ提出してください。万一提出されない場合は退所（園）となりますのでご注意ください。（求職活動は同一年度で３か月が上限となります。）

Q4　仕事が就労内定の段階でも認可保育施設の申込みはできますか？

A 認可保育施設の申し込みは可能です。ただし、就労内定の就労証明書の場合、既に働いている方と比べ、利用調整時の優先順位が若干下がることになります。実際に就労を開始された後、その旨を確認する事のできる就労証明書を速やかに提出してください。

Q５　出生前の利用申請はできますか？

A 認可保育施設の入所（園）申請は住民票があることが条件となりますので、原則的に妊娠中の児童の入所（園）申請はできません。ただし、入所（園）希望月に入所（園）可能年齢（本利用案内末尾の施設一覧表を確認してください。）に達する見込みで、出生後では申請締切に間に合わない場合に限り、申請することが可能です。（４月入所申請のみ）

Q６　現在保留となっていますが、来年４月入所（園）のために再度利用申請が必要ですか？

A 改めて申請が必要です。認可保育施設の利用申請は年度ごとになっており、令和８年度の利用申請は令和９年３月３１日、令和９年度の利用申請は令和１０年３月３１日が有効期限です。また保留中に、家庭状況や就労状況、希望する認可保育施設の変更があった場合は、必要書類等の案内を行いますので、必ず市原市役所保育課に連絡してください。

Q７　希望する認可保育施設を変更する場合、どのような手続が必要ですか？

A 希望する認可保育施設を変更する場合は、市原市役所保育課に「保育所（園）入所申込書記載事項（入所希望先）変更届」を提出し、変更の手続をしてください。（P18 参照）

Q８　入所申込書の希望施設の欄には、必ず第５希望まで書かなければならないのですか？

A「教育・保育給付認定申請書（兼保育所等入所申込書）」には第５希望まで記入できるようになっていますが、必ずしも５つの施設を書く必要はありません。また、第６希望以降も書く場合は、「教育・保育給付認定申請書（兼保育所等入所申込書）」の余白又は別の用紙（様式任意）に記入し、提出してください。ただし、利用内定後に辞退した場合、待機となっている他の児童のご迷惑となることから、次月以降の審査で減点対象となりますので、必ず通園可能な施設のみを希望してください。

③利用調整に関すること（２号・３号認定について）

Q９　市原市の利用調整基準（指数表・競合表）の確認はできますか？

利用申込案内

A 指数表・競合表につきましては、市 HP の「令和９年度保育所（園）・認定こども園等の利用申込について」に掲載しています。右記 QR コードより確認してください。

Q１０　就労中の場合に比べ、就労内定又は求職中の場合の優先順位は変わりますか？

A 内定又は求職中の方は、就労中の方に比べ優先順位が低くなります。

Q１１　６月からの仕事に内定し、７月からの入所（園）を申請しています。この場合、就労扱いで利用調整されるのでしょうか？

A 就労扱いでの利用調整となりますが、就労証明書の証明日が雇用開始日より前の場合は内定扱いとなり、実際に就労中の方に比べ優先順位が低くなります。この場合、実際に就労を開始した後に証明された就労証明書を改めてご提出いただくことで、元の優先順位での利用調整となります。

Q１２　現在、求職中で利用申請しましたが保留となっています。就職しましたが、利用調整の優先順位には影響してきますか？

A 就労証明書を提出していただければ利用調整時に考慮されます。申請後に就労状況、世帯状況等が変わった場合は、必ず市原市役所保育課に変更の届け出をしてください。届け出を提出した時点で最速で入所（園）申請可能な月の審査からその内容を反映して利用調整を行います。

Q１３　「求職中」で、兄弟姉妹２人申し込みをし、上の子のみ利用決定しました。下の子どもが利用できるようになるまで、仕事を始めなくても利用可能でしょうか？

A 上の児童のみ利用決定になった場合でも、下の児童を一時預かり、もしくは親族や認可外保育施設等に預ける等して３か月以内に就労を開始してください。（同一年度内の求職期間は３か月が上限となります。）保育の必要性が認められず、認可保育施設を利用できる基準に該当しない場合は、中途でも退所（園）してもらうことになります。

④保育料等に関すること

Q１４　保育料の無償化は何歳からですか？

A保育料の無償化の対象となるのは３歳になった翌年度の４月から（３歳児以上のクラスから）となります。ただし、１号認定の場合は満３歳から対象となります。また、第２子以降は３歳未満児も無償となります。
※対象とならないもの：延長保育料、給食費、教材費、行事費等。
ただし、給食費のうち主食代（ごはん等）、副食代（おかず・おやつ等）について、特定の児童は減免を行います。（Ｐ２２参照）

Q１５　３歳になった翌月から無償化となりますか？

A無償化の対象となるのは、３歳になった翌年度の４月からとなります。１号認定の場合は、満３歳から対象となります。

Q１６　認可保育施設を欠席した場合、利用料は日割計算されますか？

A欠席については、日数に関わらず日割計算は行いません。

Q１７　ひとり親世帯の利用料は無料ですか？

Aひとり親世帯の場合、軽減措置はありますが、利用料は保護者等の市民税所得割額によって決定しますので、必ずしも無料とは限りません。（Ｐ２１参照）

Q１８　一度決定した利用料は、卒園するまで同じですか？

A利用料は認定内容と保護者の市民税所得割額に応じて毎年決定しますので、変更となる場合があります。

Q１９　利用料を決定するための税資料等を提出しない場合、利用料が最高額になるということですが、あとから提出した場合に利用料はどうなりますか？

A税資料等が提出されないことにより、一旦利用料が最高額で決定された後に税資料等が提出された場合は、さかのぼって利用料を本来の額に変更します。（ただし、その年度内に限ります。）また、変更に伴い利用料の納め過ぎが生じた場合は、還付を行います。

Q２０　利用料の支払いが口座振替の場合、ゆうちょ銀行の口座からの振替に対応していますか？

A口座振替については、以下の金融機関が対応しています。
千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、千葉信用金庫、館山信用金庫、君津信用組合、中央労働金庫、ゆうちょ銀行
市原市農業協同組合、みずほ銀行、三菱 UFJ 銀行、三井住友銀行、りそな銀行

Q２１　利用料の口座振替が残高不足等で振替が出来なかった場合はどのように支払いをすればよいのでしょうか？

A口座振替は１回のみになりますので、２０日前後に市から送付される督促状にて必ずお支払いをお願いします。

⑤第2子以降保育料無償化に関すること

Q２２　第１子が扶養内でないといけない等条件はありますか？

A第１子の生計が別である場合は、第１子としてのカウント対象外になります。なお、保護者の所得制限はございません。

Q２３　第１子が市原市外に転出している場合は、第２子以降保育料無償化の対象となりますか？

A第１子が転出していた場合でも入所児童が市原市民であり第２子以降であれば対象となりますが、第１子が保護者と別居している場合は、市で確認することができないため、戸籍全部事項証明（戸籍謄本）及び健康保険証の写し等の生計が同一であることが確認できる証明書の提出が必要となります。なお、対象と思われる方であっても、証明できる書類の提出がない場合は無償とはならないのでご注意ください。

⑥認定こども園に関すること

Q２４　認定こども園のメリットは何ですか？

A認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所（園）の両方の機能や特長を併せ持つ施設です。また、親子の交流の場や子育て支援の場を用意しています。

Q２５　１号と２号の子どもが一緒に生活している中でどのように１号の子どもの引き渡しを行うのですか？

A１号認定の児童は 14：00 降園となるので、13：30 ごろからお迎えに備えて準備します。その間、２号の児童は別室で午睡準備に入ります。このように、１号と２号の児童の部屋を分け、引き渡しを行います。

Q２６　１号の子どもについて定員を超過する申込みがあった場合、どのように内定者を決定するのですか？（公立認定こども園）

A希望申込先は複数記入可能です。その上で第一希望の中で、定員を超過した施設は公開による抽選を実施し内定者を決定します（一次抽選）。その後、第二希望を考慮し、定員を超える施設があった場合は、二次抽選を実施します。二次抽選については、第二希望以降で空き施設への入所（園）を希望している方を対象に実施します。二次抽選に参加する方は一次抽選で内定に至らなかった方を対象とします。

⑦マイナンバー（個人番号）に関すること

Q２７　マイナンバー（個人番号）は必ず記載する必要がありますか？

Aマイナンバー制度の実施により、認可保育施設をお申込みの際にマイナンバー（個人番号）の記載が必要になりました。記載いただいたマイナンバー（個人番号）は、市外から転入された方の税情報の確認や障害者手帳等の所持情報の確認に使用します。
このため、認可保育施設の申請の際には、マイナンバー（個人番号）の申告をしていただくとともに本人確認のご協力をお願いします。

Q２８　マイナンバー（個人番号）に関し、どのような書類の提示が必要ですか？

A申請の際は、本人確認のため下記の書類を持参してください。
（申請書には同居家族全員のマイナンバー（個人番号）の記載をお願いしておりますが、本人確認の書類は申請される保護者のみ確認いたします。）

●マイナンバー（個人番号）カードをお持ちの方
→「マイナンバー（個人番号）カード」のみで本人確認が可能です。

●マイナンバー（個人番号）カードをお持ちではない方
→「通知カード」もしくは「申請者のマイナンバー（個人番号）の記載された住民票の写し」と「顔写真付きの証明書（運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書等）」が必要です。なお、顔写真付きの証明書をお持ちでない方は、公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等の書類から２点お持ちください。

※マイナンバー（個人番号）の提示が難しい場合は、申請時にお申し出ください。提示がないことをもって受付をお断りすることはありません。

Q２９　保護者以外の人が申請書を提出する場合、マイナンバー（個人番号）の本人確認はどうすればいいのですか？

A申請書の提出者が代理人なのか使者なのかにより、対応が異なります。

●代理人（保護者に代わって申請者の記入を行う人）の場合は、代理権の確認と本人確認が必要です。代理権を確認するため、法定代理人の場合は戸籍謄本等、任意代理人の場合は委任状が必要です。
また、保護者のマイナンバー（個人番号）を確認するため、保護者のマイナンバー（個人番号）カード、通知カード、マイナンバー（個人番号）の記載された住民票の写し等のいずれかが必要です。

●使者（本人申請の書類を届けに来ただけの人）の場合は、本人確認は必要ありません。

10　令和9年度以降の教育・保育施設について

1　　公立保育施設について

これまで、待機児童対策のため時限的に活用していた辰巳台認定こども園については、令和８年度末をもって閉園します。

また、令和７年度末に休止した里見小規模保育事業所についても、当該地域の保育需要を鑑みて令和８年度末をもって閉所します。

三和保育所については、隣接市有地に建替えを行い、併せて認定こども園化する計画です。新園舎の建築工事は令和１０年度から開始となりますが、工事期間中も保育事業は現施設にて継続して実施します。

2　　私立保育施設について

令和９年度からやまと幼稚園が幼稚園型認定こども園に移行し、１歳から５歳までの保育認定を受けた児童の受入れを開始する予定です。令和８年度に幼稚園として在園している児童は、意向調査を実施した上で引き続き利用できる対応を予定しています。

育児休業を取得中（取得予定）の方・育児休業給付金の申請手続きを行う事業主の方へ

2025年４月から
保育所等に入れなかったことを理由とする
育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わります

改正のポイント

これまで　保育所等の利用を申し込んだものの、当面入所できないことについて、市区町村の発行する入所保留通知書などにより確認していました。

2025年４月から　これまでの確認に加え、保育所等の利用申し込みが、速やかな職場復帰のために行われたものであると認められることが必要になります。

2025年4月から育児休業給付金の支給期間延長手続きの際は**保育所等の利用申込書の写しが必要となります**。市区町村に保育所等の利用申し込みを行う際は、**必ず申込書の写し（電子申請で申し込みを行った場合は、申込内容を印刷したもの、または、申し込みを行った画面を印刷したもの）をとって保管しておいてください。**

育児休業給付金は、保育所等に入れなかったため育児休業を延長した場合に、１歳６か月に達する日前まで（再延長で２歳に達する日前まで）支給を受けることができますが、育児休業及び給付金の延長を目的として、保育所等の利用の意思がないにもかかわらず市区町村に入所を申し込むことは、制度趣旨に沿わない行為です。制度を適切に運用するため、**2025年４月以後の延長の際は、速やかな職場復帰のために保育所等の利用申し込みをしていることをハローワークで確認させていただきますので、必ず以下の書類を提出していただきますようお願いします。**

必要な書類

子が１歳に達する日（＊）または１歳６か月に達する日が2025年４月１日以後となる方が、育児休業給付金の支給対象期間の延長を行う場合は、必ず次の書類を、延長時の「育児休業給付金支給申請書」に添付してください。

＊　パパ・ママ育休プラス制度の活用により、育児休業終了予定日が子が１歳に達する日後である場合は、育児休業終了日。ただし、育児休業終了予定日が子が１歳２か月に達する日である場合は、１歳２か月に達する日

（注）「子が１歳に達する日」とは「子の１歳の誕生日の前日」のことです。

●育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書

申告書の様式はこちら

●市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し

- ✓ 申込書の写しは市区町村に申し込んだものと同じものであれば、市区町村の受付印は不要です。利用申し込みの内容を途中で変更した場合は変更後の申込書の写しを提出していただく必要があります。
- ✓ 申込書の写しは全てのページを提出してください。また、市区町村に入所申し込みを行ったときに、入所保留となることを希望する旨の書類を提出している場合は、その書類の写しも提出してください。
- ✓ 申込書の写しの内容について市区町村に確認する場合があります。
- ✓ 提出された申込書の写しの内容が実際の申し込み内容と異なることが判明した場合は、不正受給に該当し、不正に受給した金額の返還と、悪質な場合はそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられることがあります。

●市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知（入所保留通知書、入所不承諾通知書など）

詳しい要件は裏面をご覧ください

育児休業給付金の支給対象期間延長要件 ※１～３すべてを満たす必要があります

１．あらかじめ市区町村に対して保育利用の申し込みを行っていること

✓ 入所申込年月日が子が１歳に達する日（＊）までの日付となっていることが必要です。

✓ 単に申し込みを失念していた場合や、入所申し込みを行おうと市区町村に問い合わせたところ、「入所が困難」との返答があり、期限内に申し込みを行わなかった場合は、延長は認められません。

✓ 子が病気や障害により特別な配慮が必要であるため、保育体制が整備されていない等の理由で入所申し込みを市区町村が受け付けない場合は、申告書の理由欄にその旨を記載した上で、必要な書類※を添付してください。 ※障害者手帳（写し）、特別児童扶養手当証書（写し）、医師の診断書等のいずれか

２．速やかな職場復帰のために保育所等における保育の利用を希望しているものであると公共職業安定所長が認めること ※①～③すべてを満たす必要があります

① 原則として子が１歳に達する日（＊）の翌日以前の日を入所希望日として入所申し込みをしていること。

② 申し込んだ保育所等が、合理的な理由※なく自宅から通所に片道30分以上要する施設のみとなっていないこと

※「合理的な理由」として認められるのは、原則として次のa～eのいずれかに該当する場合です。

a. 申し込んだ保育所等が本人または配偶者の通勤経路の途中にある場合（本人または配偶者の勤務先からの片道の通所時間が30分未満の場合を含みます。）

b. 自宅から30分未満で通うことができる保育所等がない場合

c. 自宅から30分未満で通うことができる保育所等の全てについて、その開所時間または開所日（曜日）では職場復帰後の勤務時間または勤務日（曜日）に対応できない場合

d. 子が疾病や障害により特別に配慮が必要であり、30分未満で通える保育所等は全て申し込み不可となっている場合（医師の診断書、障害者手帳の写し等が必要です）

e. その他、きょうだいが在籍している保育所等と同じ保育所等の利用を希望する場合、３０分未満で通える保育所等がいずれも過去３年以内に児童への虐待等について都道府県または市区町村から行政指導等を受けていた場合も「合理的な理由」として認められます。

③ 市区町村に対する保育利用の申し込みに当たり、入所保留となることを希望する旨の意思表示をしていないこと

※入所申込書において、「保育所等への入所を希望していない」、「速やかに職場復帰する意思がない」、「選考結果にかかわらず育児休業の延長を希望する」などの記載等があり、保育所等への入所の意思や速やかな職場復帰の意思がないことが明白な場合は、要件を満たしません。

３．子が１歳に達する日（＊）の翌日時点で保育所等の利用ができる見込みがないこと

✓ 子が１歳に達する日（＊）の翌日時点で保育が実施されないことを確認するため、発行年月日が子が１歳に達する日（＊）の翌日の２か月前（４月入所申し込みの場合は３か月前）の日以後の日付となっている市区町村の通知書※を添付してください。※入所保留通知書や入所不承諾通知書など市区町村によって名称が異なります。

✓ やむを得ない理由なく内定辞退を行っている場合はこの要件を満たしません。「やむを得ない理由」とは、内定の辞退について申し込み時点と内定した時点で住所や勤務場所等の変更等があり、内定した保育所等に子どもを入所させることができなかった場合を指します。

＊ パパ・ママ育休プラス制度の活用により、育児休業終了予定日が子が１歳に達する日後である場合は、育児休業終了日。ただし、育児休業終了予定日が子が１歳２か月に達する日である場合は、１歳２か月に達する日

（注１）「子が１歳に達する日」とは「子の１歳の誕生日の前日」のことです。

（注２）１歳６か月に達する日後の延長の場合は、「子が１歳に達する日（＊）」を「子が１歳６か月に達する日」と読み替えてください。

育児休業を取得中（取得予定）の方・育児休業給付金の申請手続きを行う事業主の方へ

保育所等に入所できない場合の育児休業給付金の支給対象期間延長について
～2025年4月以後に延長の可能性がある方向けの留意点です～

- 2025年4月以後に育児休業給付金の支給対象期間の延長を行う場合は、保育所等への入所ができなかっただけでは延長は認められません。速やかな職場復帰のために保育利用を申し込んでいたことについてハローワークの確認を受けることが必要になります。
- 必要書類は、①**育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書**、②市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの**申込書の写し**、③**市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知**（詳細は裏面）の３点です。
- 市区町村に申し込みを行った日付や入所希望日については、次の要件を満たしている必要があります。

1.　市区町村への保育所等の入所申し込みは、子が１歳に達する日（＊）までに行っていること

2.　入所希望日を、子が１歳に達する日（＊）の翌日以前の日付として入所申し込みを行っていること

（注）１歳６か月に達する日後の延長の場合は、「子が１歳に達する日（＊）」を「子が１歳６か月に達する日」と読み替えてください。

➢ **市区町村の申込期限に間に合わなかったために、要件を満たす入所申し込みができなかった場合は、延長の対象とはなりません。**

保育所等の入所申し込みの受付期間（締め切り）は市区町村により様々です。お子さんが生まれたら市区町村のホームページやお知らせなどで、申し込み受け付けのスケジュールを必ずご確認ください。特に、4月入所の申し込み受付期間は他の月よりもかなり早い場合が多いので、ご注意ください。

➢ **市区町村に入所可能か問い合わせただけでは支給対象期間の延長の対象とはなりません。申込期限までに入所の申し込みを行うことが必要です。ただし、次の例外があります。**

例外①

子が病気や障害により特別な配慮が必要であるため、保育体制が整備されていない等の理由で入所申し込みを市区町村が受け付けない場合は、申し込みを行えなかった理由を申告書に記載し、障害者手帳、医師の診断書等を添付すれば、延長が認められる場合があります。

例外②

お住まいの市区町村で、子が１歳に達する日（＊）の翌日を含む月の入所を対象とした募集がなく、入所申し込みの受け付けができないとされた場合は、１歳に達する日（＊）の翌日の2か月後までの日を入所希望日として入所申し込みを行えば、延長が認められる場合があります。**なお、この例外は１歳６か月に達する日後の延長時には認められません。**

例）令和7年2月1日生まれの子について、居住する市区町村では令和８年2月及び3月入所の募集がなく、令和８年4月1日を入所希望日として申し込みを行った場合

⇒　育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書の理由欄に理由を記載し、次の書類を添付してください。
- 募集がない旨が記載された市区町村のリーフレット等の写し
- 入所申込書の写し
- 市区町村が発行した選考結果がわかる書類（入所保留通知書又は内定通知書）

※　年に1回、一定の期間しか申し込みの機会がない場合など、子が１歳に達する日（＊）の翌日から2か月後の日までを入所希望日として申し込むことができない場合は、ハローワークにご相談ください。

＊　パパ・ママ育休プラス制度により、育児休業終了予定日が子が１歳に達する日の翌日以後である場合は、育児休業終了日。ただし、育児休業終了予定日が子が１歳２か月に達する日である場合は、１歳２か月に達する日。

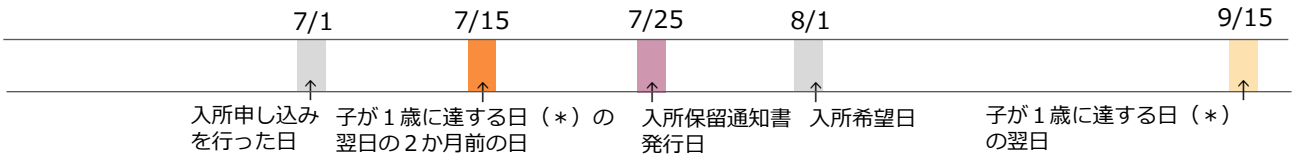
（注）「子が１歳に達する日」とは「子の１歳の誕生日の前日」のことです。

市区町村が発行する保育所等が利用できない旨の通知

- 市区町村に保育の利用を申し込んだものの、子が１歳に達する日（＊）の翌日時点で保育が実施されないことが延長の要件となります。
- 保育が実施されないことの確認は、「市区町村が発行した保育所等の入所保留通知書など、保育所等における保育が当面行われないことが明らかとなる通知」で行います。
- 子が１歳に達する日（＊）の翌日時点で保育が実施されないことを確認するため、市区町村が発行する通知は、以下のいずれか１通を提出してください。
 - 発行年月日が子が１歳に達する日（＊）の翌日の２か月前（４月入所申し込みの場合は３か月前）の日以後の日付となっている入所保留通知書等
 - 発行年月日が上記期限より前の日付の入所保留通知書等しかなく、入所保留中は市区町村から新たな通知が発行されない場合は、育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書の理由欄にその旨を記載の上、直近の入所保留通知書等（子が１歳に達する日（＊）の翌日が保留の有効期限内にあるものに限る。）

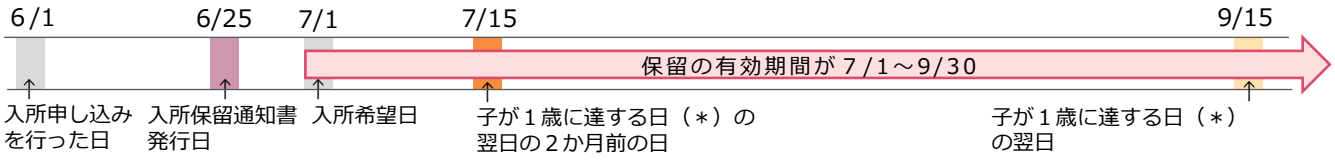
■ 子が１歳に達する日（＊）の翌日時点で保育が実施されないことが確認できる入所保留通知書の例

例①：子が１歳に達する日（＊）の翌日の２か月前の日以後に入所保留通知書が発行されている場合



※　この例の場合、7月25日に発行された入所保留通知書は、9月15日時点で保育が実施されないことが確認できる書類となります。

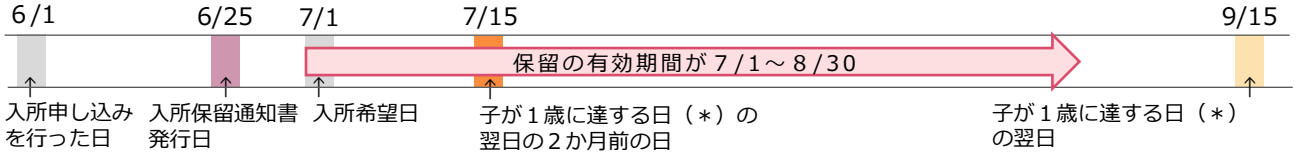
例②：子が１歳に達する日（＊）の翌日の２か月前の日より前に入所保留通知書が発行されているが、保留の有効期間に子が１歳に達する日（＊）の翌日が含まれている場合



※　この例の場合、市区町村から新たな入所保留通知書が発行されない場合は、6月25日に発行された入所保留通知書は、9月15日時点で保育が実施されないことが確認できる書類となります。（市区町村から新たな入所保留通知書が発行される場合は、最新の入所保留通知書を提出してください。）

■ 子が１歳に達する日（＊）の翌日時点で保育が実施されないことが確認できない入所保留通知書の例

例③：子が１歳に達する日（＊）の翌日の２か月前の日より前に入所保留通知書が発行されており、保留の有効期間に子が１歳に達する日（＊）の翌日が含まれていない場合



※　この場合、6月25日に発行された入所保留通知書は、9月15日時点で保育が実施されないことが確認できる書類となりません。
⇒延長の要件を満たすためには、8月または9月の入所を申し込む必要があります。

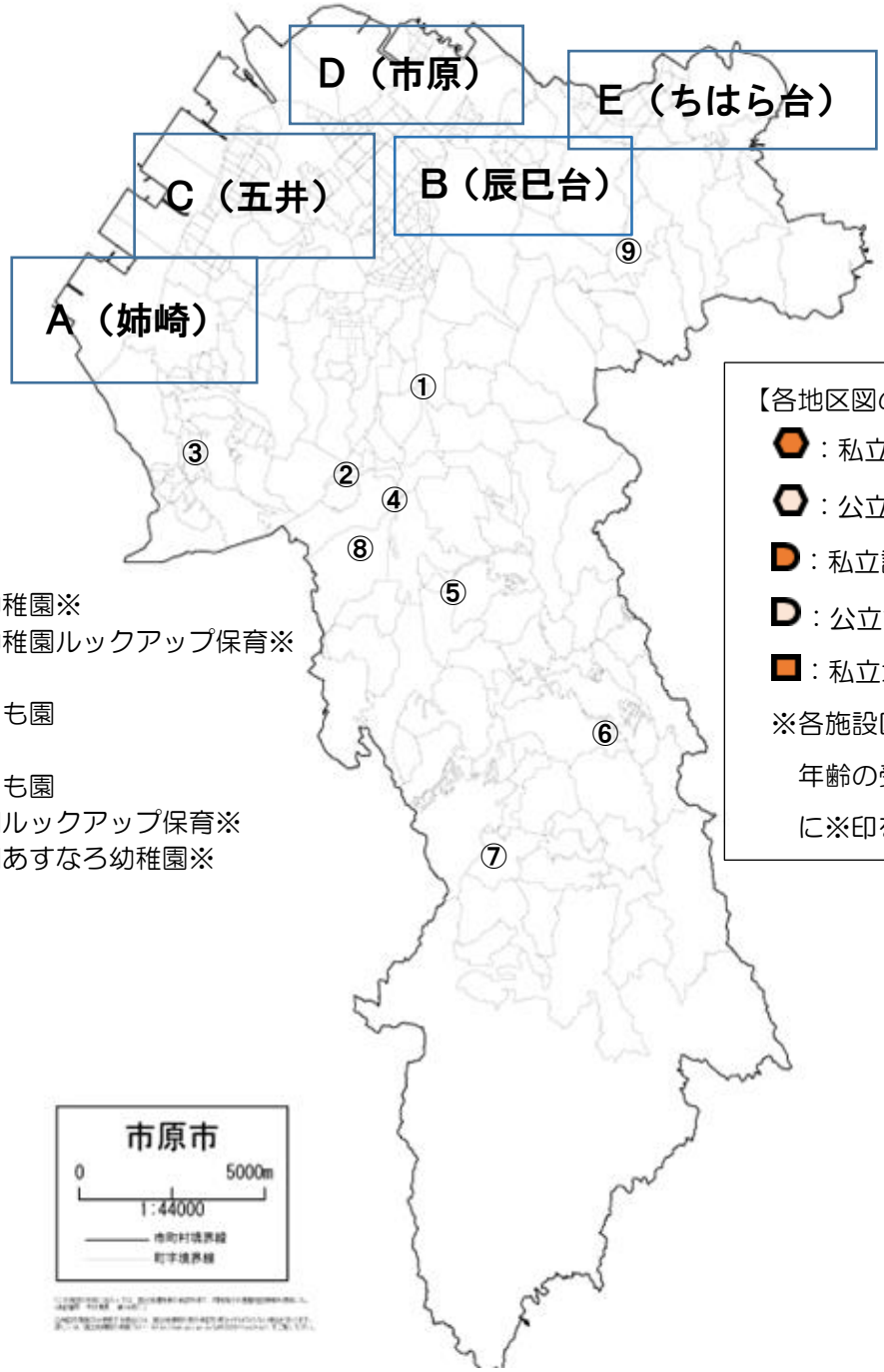
＊　パパ・ママ育休プラス制度により、育児休業終了予定日が子が１歳に達する日の翌日以後である場合は、育児休業終了日。ただし、育児休業終了予定日が子が１歳２か月に達する日である場合は、１歳２か月に達する日

（注１）「子が１歳に達する日の翌日」とは「子の１歳の誕生日」のことです。

（注２）１歳６か月に達する日後の延長の場合は、「子が１歳に達する日（＊）の翌日」を「子が１歳６か月に達する日の翌日」と読み替えてください。

LL060701保02

市原市教育・保育施設、事業所



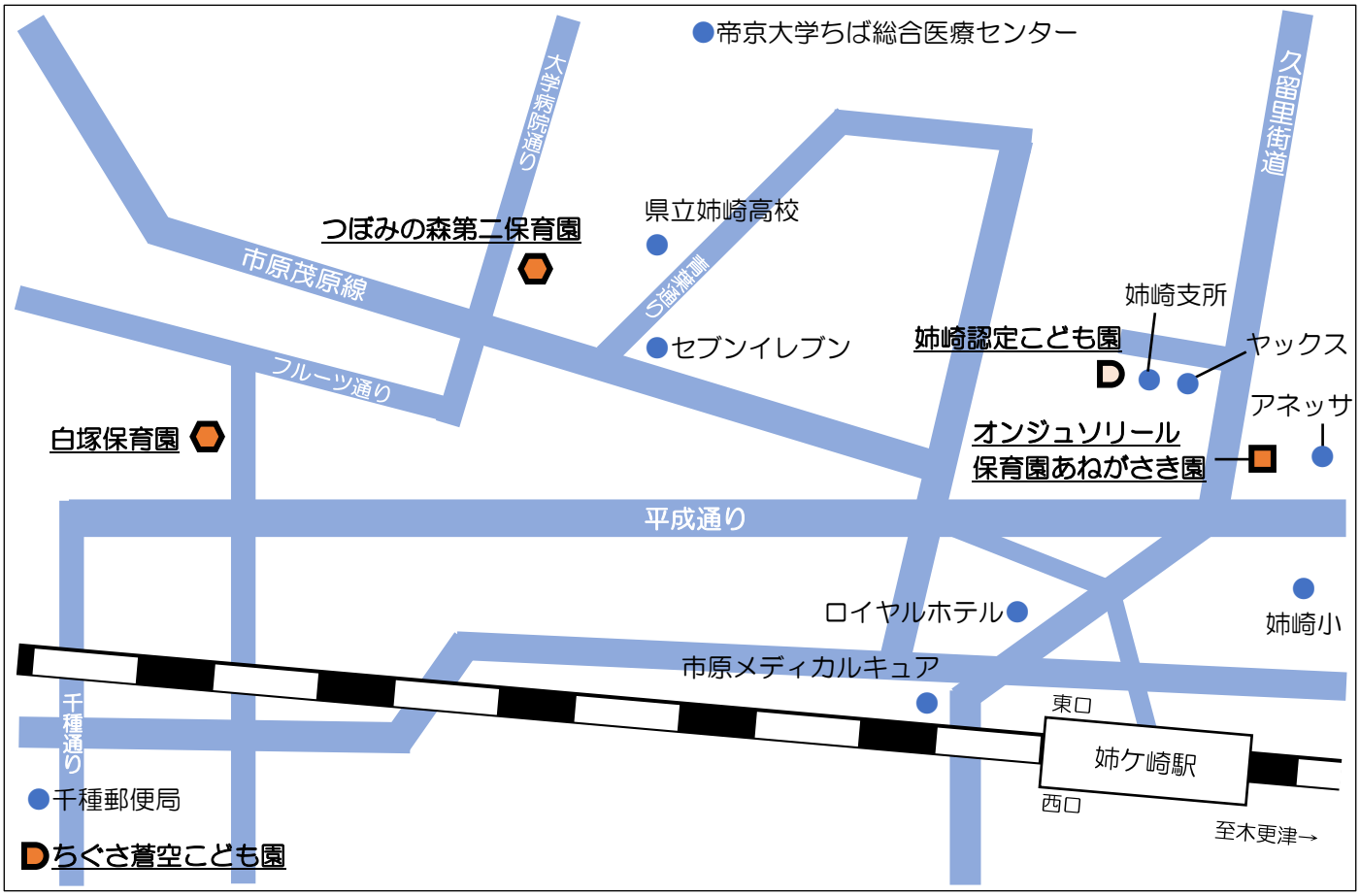
① 三和保育所※
② 光風台中央幼稚園※
③ 第二姉ケ崎幼稚園ルックアップ保育※
④ 馬立保育所
⑤ 牛久認定こども園
⑥ 鶴舞保育所
⑦ 高滝認定こども園
⑧ 鹿島台幼稚園ルックアップ保育※
⑨ 認定こども園あすなろ幼稚園※

【各地区図の凡例】
- ：私立保育所（園）
- ：公立保育所（園）
- ：私立認定こども園
- ：公立認定こども園
- ：私立地域型保育事業

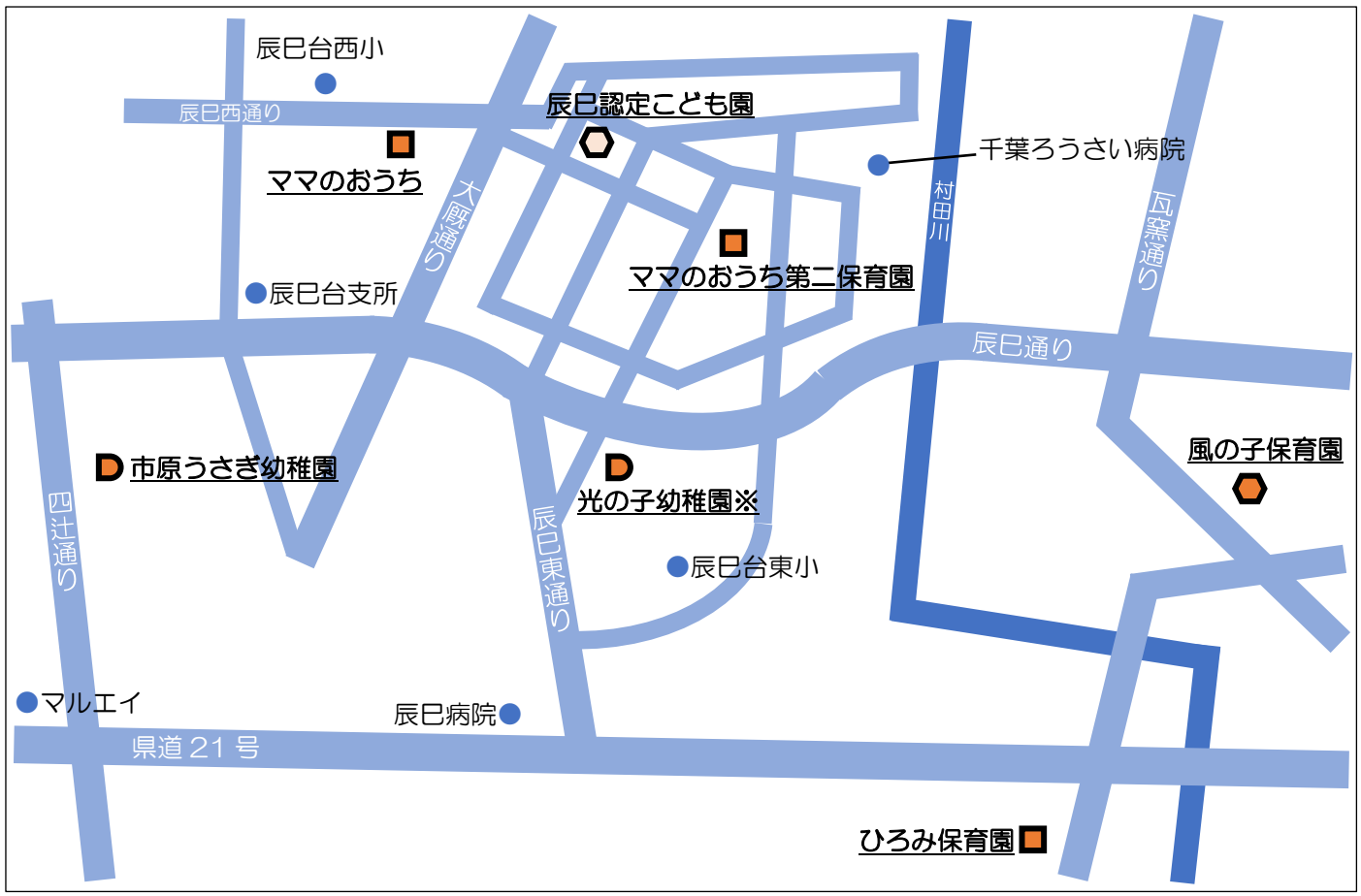
※各施設区分において、一部年齢の受け入れがない施設に※印を付けています。

市原市の各教育・保育施設、事業所の全体地図につきましては、こちらも参考にしてください。

A. 姉崎地区



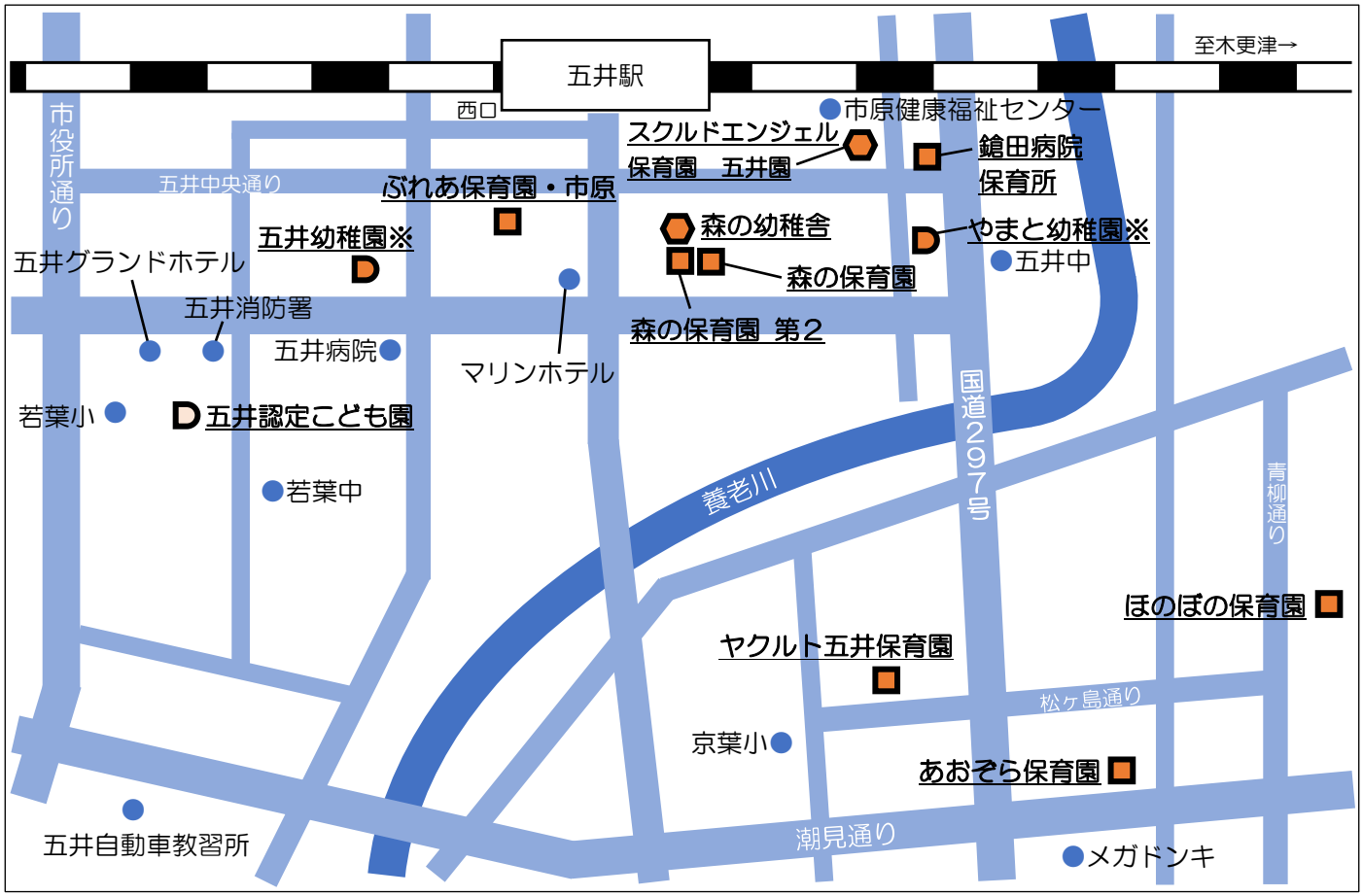
B. 辰巳台地区



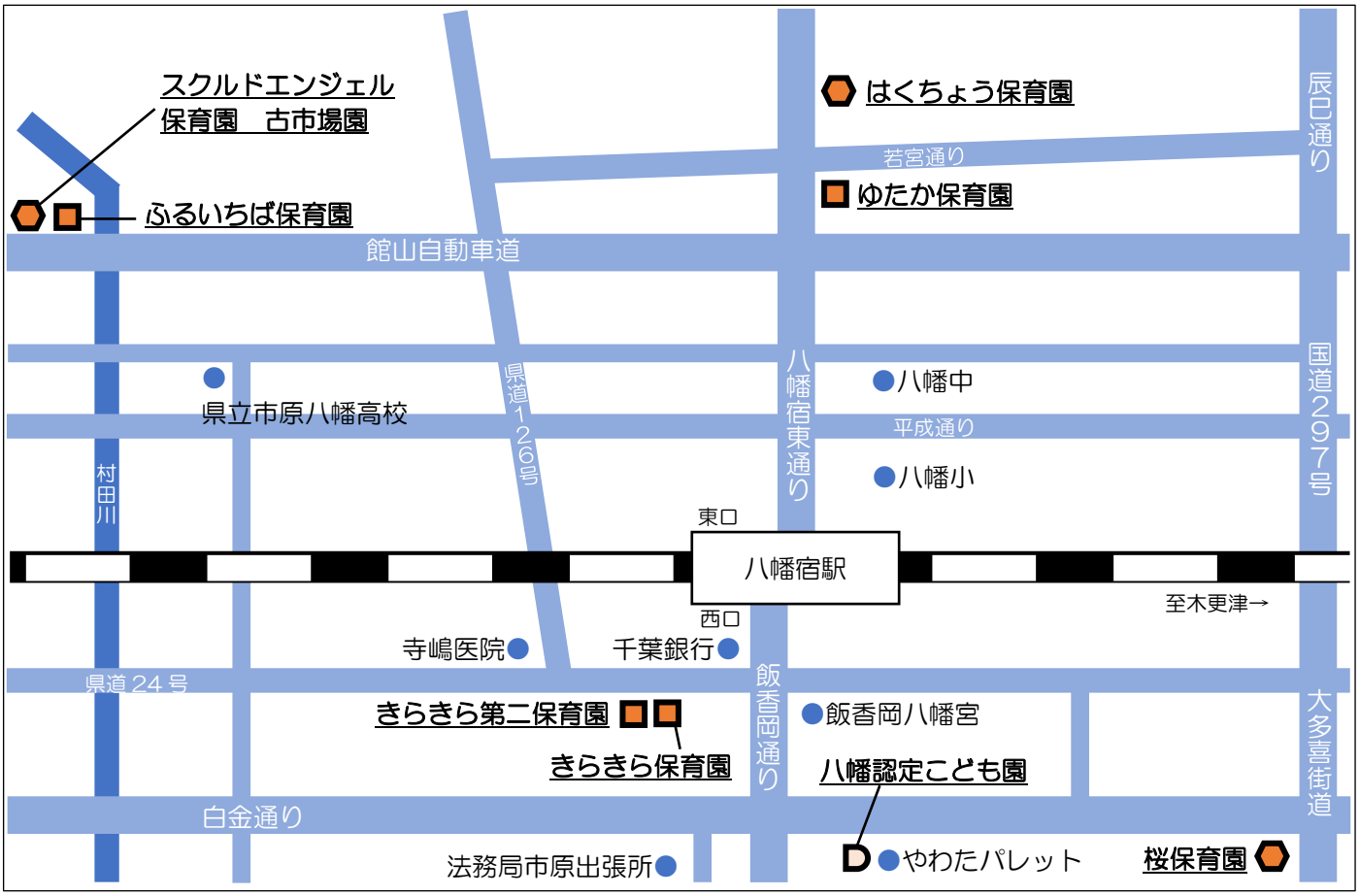
C. 五井地区①（家庭的保育事業　２か所あり）



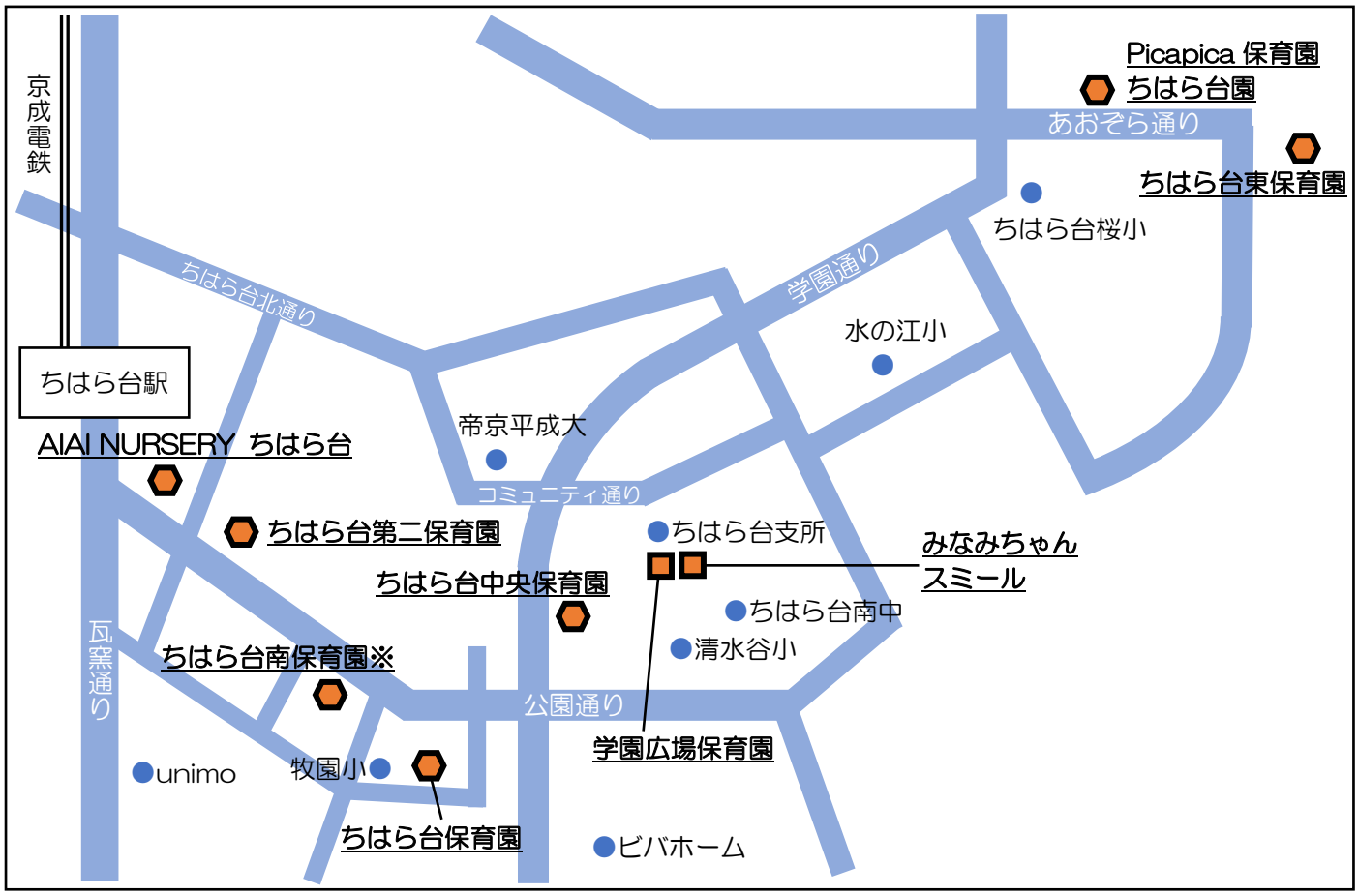
C. 五井地区②（家庭的保育事業　２か所あり）



D. 市原地区（家庭的保育事業　１か所あり）



E. ちはら台地区



○認定こども園　施設一覧表（1号認定利用可能施設・日時）

地区	施設名		種類	所在地	1号認定の定員※1				入所可能年齢	利用可能日	開園時間	利用可能時間	預かり保育	幼稚園型 一時預かり事業	備考	連絡先
					満3歳	3歳	4歳	5歳								
姉崎	公立	姉崎認定こども園	こども園 （幼保連携）	姉崎2150-1			10	10	4歳～	月～金	7:00～20:00	9:00～14:00	－	7:00～9:00 14:00～20:00	－	61-0144
五井	私立	五井幼稚園	こども園 （幼稚園型）	五井5146		35	45	45	3歳～	月～金	7:30～18:30	8:30～14:00	7:30～8:30 14:00～18:00	－	－	21-3905
	私立	国分寺台幼稚園	こども園 （幼稚園型）	国分寺台中央5-10-1		36	36	36	3歳～	月～金	7:00～18:30	8:30～14:00	8:00～8:30 14:00～18:30	－	－	41-8187
	私立	やまと幼稚園　※2	こども園 （幼稚園型）	五井中央南1-17-6		30	75	75	3歳～	月～金	7:30～18:30	8:40～14:00	7:30～8:40 14:00～18:00	－	－	22-1681
	私立	ちぐさ蒼空こども園	こども園 （幼保連携）	青柳2040-3			10	10	4歳～	月～金	7:00～20:00	9:00～14:00	－	7:00～8:30 14:00～20:00	－	20-1102
	公立	五井認定こども園	こども園 （幼保連携）	五井5470			20	20	4歳～	月～金	7:00～20:00	9:00～14:00	－	7:00～9:00 14:00～20:00	－	21-2661
市原	公立	八幡認定こども園	こども園 （幼保連携）	八幡1050-3			15	16	4歳～	月～金	7:00～20:00	9:00～14:00	－	7:00～9:00 14:00～20:00	－	41-0815
	私立	市原うさぎ幼稚園	こども園 （幼保連携）	山木136	12	12	12	12	満3歳～	月～金	7:30～18:30	8:50～14:00	7:30～8:50 14:00～18:30	－	－	74-0204
辰巳台	私立	光の子幼稚園	こども園 （幼稚園型）	辰巳台東3-11		20	20	20	3歳～	月～金	7:30～18:30	9:00～14:00	7:30～9:00 14:00～17:30	－	－	74-6680
	公立	辰巳認定こども園	こども園 （幼保連携）	辰巳台東2-1			10	10	4歳～	月～金	7:00～20:00	9:00～14:00	－	7:00～9:00 14:00～20:00	－	74-2075
市津	私立	認定こども園あすなろ幼稚園	こども園 （幼稚園型）	喜多857-2	3	19	19	19	満3歳～	月～金	7:30～18:30	9:00～14:00	14:00～18:30	－	－	74-3355
三和	私立	光風台中央幼稚園	こども園 （幼稚園型）	光風台3-162		5	5	5	3歳～	月～金	7:00～20:00	10:00～14:00	7:00～10:00 14:00～20:00	－	土曜日の預かり保育 7:30～19:00	36-6083
南総	公立	牛久認定こども園	こども園 （幼保連携）	皆吉959			5	5	4歳～	月～金	7:00～20:00	9:00～14:00	－	7:00～9:00 14:00～20:00	－	92-1235
加茂	公立	高滝認定こども園	こども園 （幼保連携）	養老952			5	5	4歳～	月～金	7:00～20:00	9:00～14:00	－	7:00～9:00 14:00～20:00	－	98-0108

※1　ここで掲載している定員数は令和8年7月1日現在の「予定定員」となります。定員については、参考であり実際の受入数と異なる場合があります。　　※2　認可申請中の為、内容に変更となる場合があります。
※障がい等のため特別な支援・配慮が必要な児童の受け入れについては、公立私立で異なります。公立は保育課、私立は各施設へお問い合わせください。

最新の認可保育施設一覧はこちらで確認してください。

認可保育施設一覧

市内認可保育所（園）等の位置図

○保育所（園）・認定こども園・家庭的保育・小規模保育・事業所内保育　施設一覧表（2号・3号認定利用可能施設・日時）

令和8年7月1日時点

地区		施設名	種類	所在地	2号・3号認定の定員※2 0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	入所可能年齢	利用可能日	開園時間	利用可能時間 標準時間	短時間	延長保育事業 標準時間	短時間	連携施設※3	備考	連絡先
姉崎	私立	つぼみの森第二保育園	保育所	姉崎2611	12	24	30	30	30	30	生後57日～	月～金 土	7:00～20:00 7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～20:00	7:00～8:30 16:30～20:00		休日保育 一般型一時預かり事業 子育て支援センター	67-0017
	私立	白塚保育園	保育所	白塚448	18	18	18	20	23	23	生後57日～	月～土	7:00～20:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～20:00	7:00～8:30 16:30～20:00		一般型一時預かり事業 子育て支援センター	63-6080
	公立	姉崎認定こども園	こども園 （幼保連携）	姉崎2150-1	10	20	20	20	30	30	生後57日～	月～金 土	7:00～20:00 7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～20:00	7:00～8:30 16:30～20:00			61-0144
	私立	オンジュソリール保育園 あねがさき園	小規模A	姉崎2098-1	3	8	8	－	－	－	生後57日～2歳　※1	月～金 土	7:00～19:00 7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	7:00～8:30 16:30～19:00	姉ヶ崎幼稚園		67-0606
有秋	私立	第二姉ヶ崎幼稚園 ルックアップ保育	小規模A	有秋台東1-3	－	6	12	－	－	－	1歳～2歳　※1	月～土	8:00～17:30	8:00～17:30	8:00～16:00	－	16:00～17:30	第二姉ヶ崎幼稚園		37-6850
五井	私立	つぼみの森保育園	保育所	島野475	20	30	30	30	30	30	生後57日～	月～土	7:00～20:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～20:00	7:00～8:30 16:30～20:00		休日保育 一般型一時預かり事業 子育て支援センター	37-2011
	私立	杏保育園	保育所	根田878	12	30	30	30	30	30	生後57日～	月～土	7:00～20:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～20:00	7:00～8:30 16:30～20:00		一般型一時預かり事業 子育て支援センター	26-2600
	私立	森の幼稚舎	保育所	五井中央西1-31-24	12	24	30	36	36	36	生後57日～	月～金 土	7:00～20:00 7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～20:00	7:00～8:30 16:30～20:00		一般型一時預かり事業 子育て支援センター	37-5115
	私立	ｽｸﾙﾄﾞｴﾝｼﾞｪﾙ保育園　五井園	保育所	五井中央南1-7-4	6	10	11	11	11	11	生後57日～	月～土	7:30～20:30	7:30～18:30	8:30～16:30	18:30～20:30	7:30～8:30 16:30～20:30			63-6744
	私立	春保育園	保育所	五井中央東1-11-19	12	24	24	－	－	－	生後57日～2歳　※1	月～土	7:00～20:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～20:00	7:00～8:30 16:30～20:00	公立認定こども園	一般型一時預かり事業 子育て支援センター	20-2500
	私立	国分寺台明世保育園	保育所	国分寺台中央4-8-4	12	24	24	－	－	－	生後57日～2歳　※1	月～土	7:00～20:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～20:00	7:00～8:30 16:30～20:00	国分寺台幼稚園	一般型一時預かり事業 子育て支援センター	41-6600
	私立	市原令和おもいやり保育園	保育所	山田橋2-4-3	15	30	30	30	30	30	生後57日～	月～土	7:00～20:00	7:00～18:00	8:30～17:00	18:00～20:00	7:00～8:30 18:30～20:00		一般型一時預かり事業 子育て支援センター	67-1111
	私立	五井幼稚園	こども園 （幼稚園型）	五井5146	－	12	18	25	25	25	1歳～	月～土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30	－	16:30～18:00			21-3905
	私立	国分寺台幼稚園	こども園 （幼稚園型）	国分寺台中央5-10-1	－	－	－	24	24	24	3歳～	月～土	7:00～18:30	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～18:30	7:00～8:30 16:30～18:30			41-8187
	私立	やまと幼稚園　※4	こども園 （幼稚園型）	五井中央南1-17-6	－	5	24	30	30	30	1歳～	月～金	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30	－	7:30～8:30 16:30～18:30			22-1681
	私立	ちぐさ蒼空こども園	こども園 （幼保連携）	青柳2040-3	6	12	18	20	20	20	生後57日～	月～金 土	7:00～20:00 7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～20:00	7:00～8:30 16:30～20:00		一般型一時預かり事業 子育て支援センター	20-1102
	公立	五井認定こども園	こども園 （幼保連携）	五井5470	7	10	18	38	40	40	生後57日～	月～金 土	7:00～20:00 7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～20:00	7:00～8:30 16:30～20:00		こども誰でも通園制度一般型「すまいる」	21-2661
	私立	ぶれあ保育園・市原	小規模A	五井5119-1	6	6	7	－	－	－	生後6カ月～2歳　※1	月～土	7:15～19:15	7:15～18:15	8:15～16:15	18:15～19:15	16:15～19:15	五井幼稚園		98-5229
	私立	森の保育園	小規模A	五井中央西1-31-42 グランドステージ市原1階	6	6	6	－	－	－	生後57日～2歳　※1	月～金 土	7:00～20:00 7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～20:00	7:00～8:30 16:30～20:00	※5 やまと幼稚園 森の幼稚舎		37-2711
	私立	森の保育園 第2	小規模A	五井中央西1-31-42 グランドステージ市原1階	6	6	7	－	－	－	生後57日～2歳　※1	月～金 土	7:00～20:00 7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～20:00	7:00～8:30 16:30～20:00	※5 やまと幼稚園 森の幼稚舎		63-3305
	私立	あおぞら保育園	小規模B	五井西6-38-22	4	7	7	－	－	－	生後3カ月～2歳　※1	月～金 土	7:00～20:00 7:00～19:00	8:00～19:00	8:30～16:30	7:00～8:00 19:00～20:00	7:00～8:30 16:30～20:00	※5 やまと幼稚園		25-4301
	私立	ほのぼの保育園	小規模B	青柳676	2	5	5	－	－	－	生後6カ月～2歳　※1	月～金 土	7:00～19:00 7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	7:00～8:30 16:30～19:00	※5 やまと幼稚園		78-5998
	私立	めぐみ保育園	小規模B	国分寺台中央3-12-8	3	8	8	－	－	－	生後3カ月～2歳　※1	月～金 土	7:30～19:30 7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30	18:30～19:30	7:30～8:30 16:30～19:30	福増幼稚園 国分寺台幼稚園		21-6206
	私立	めぐみ第二保育園	小規模B	平田681-6	3	8	8	－	－	－	生後3カ月～2歳　※1	月～金 土	7:30～19:30 7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30	18:30～19:30	7:30～8:30 16:30～19:30	※5 やまと幼稚園 五井幼稚園		37-1755
	私立	市原みらいのこども保育園	小規模B	平田1156-2	3	4	5	－	－	－	生後5カ月～2歳　※1	月～金 土	7:00～20:00 7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～20:00	7:00～8:30 16:30～20:00	心花幼稚園 ｽｸﾙﾄﾞｴﾝｼﾞｪﾙ保育園　五井園		67-1301
	私立	みんなのきずな保育園	小規模A	君塚1-35-6	3	8	8	－	－	－	生後57日～2歳　※1	月～金 土	7:00～20:00 7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～20:00	8:00～8:30 16:30～18:00	柳光幼稚園		37-3301
	私立	ヤクルト五井保育園	事業所内	五井西2-10-1	4	4	4	－	－	－	満1歳～2歳　※1	月～金	7:30～18:00	7:30～18:00	8:00～16:00	－	7:30～8:00 16:00～18:00	※5 やまと幼稚園		24-7810
	私立	鎗田病院　保育所	事業所内	五井1846-1	1	2	2	－	－	－	生後3カ月～2歳　※1	月～土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30	－	7:30～8:30 16:30～18:30	※5 やまと幼稚園		21-1655
	私立	家庭的保育事業 石原　孝子	家庭的	加茂1丁目	3			－	－	－	生後6カ月～2歳　※1	月～金	8:30～17:00	8:30～17:00	9:00～17:00	－	8:30～9:00	五井認定こども園		保育課へ 23-9829
	私立	家庭的保育事業 錦織　紀子	家庭的	惣社4丁目	3			－	－	－	生後6カ月～2歳　※1	月～金	8:00～17:30	8:00～17:30	8:30～16:30	－	8:00～8:30 16:30～17:30	五井認定こども園		保育課へ 23-9829
	私立	家庭的保育　関	家庭的	君塚5丁目	3			－	－	－	生後6カ月～2歳　※1	月～金	8:30～17:30	8:30～17:30	9:00～17:00	－	8:30～9:00 17:00～17:30	八幡認定こども園		保育課へ 23-9829
	私立	小宮保育	家庭的	五井	3			－	－	－	生後6カ月～2歳　※1	月～金	8:00～18:00	8:00～18:00	9:00～17:00	－	8:00～9:00 17:00～18:00	五井認定こども園		保育課へ 23-9829

※1　年度途中で3歳に達したときは当該年度末まで利用可能です。　※2　ここで掲載している定員数は令和8年7月1日現在の「予定定員」となります。定員については、参考であり実際の受入数と異なる場合があります。　※3　連携施設は追加される場合もあります。最新の状況につきましては、市HPをご確認ください。

※4　認可申請中の為、内容に変更となる場合があります。　※5　やまと幼稚園については1号利用。　※土曜日は全公立施設18:00までとなります。

※障がい等のため特別な支援・配慮が必要な児童の受け入れについては、各施設の支援体制や設備等の整備状況などの、受入体制に応じて利用調整を行います。

○保育所（園）・認定こども園・家庭的保育・小規模保育・事業所内保育　施設一覧表（2号・3号認定利用可能施設・日時）

令和8年7月1日時点

地区		施設名	種類	所在地	2号・3号認定の定員 ※2						入所可能年齢	利用可能日	開園時間	利用可能時間		延長保育事業		連携施設 ※3	備考	連絡先
					0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳				標準時間	短時間	標準時間	短時間			
市原	私立	はくちょう保育園	保育所	若宮3-4-4	12	15	15	16	16	16	生後57日～	月～土	7:00～20:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～20:00	7:00～8:30 16:30～20:00			43-3663
	私立	桜保育園	保育所	五所1986-5	6	18	24	30	30	30	生後57日～	月～金 土	7:00～20:00 7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～20:00	7:00～8:30 16:30～20:00		一般型一時預かり事業 子育て支援センター	26-7600
	私立	ｽｸﾙﾄﾞｴﾝｼﾞｪﾙ保育園　古市場園	保育所	古市場288-16	6	10	11	11	11	11	生後57日～	月～金 土	7:00～20:00 7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～20:00	7:00～8:30 16:30～20:00			63-2421
	公立	八幡認定こども園	こども園 （幼保連携）	八幡1050-3	5	10	18	30	30	30	生後57日～	月～金 土	7:00～20:00 7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～20:00	7:00～8:30 16:30～20:00			41-0815
	私立	市原うさぎ幼稚園	こども園 （幼保連携）	山木136	6	12	18	18	18	18	生後57日～	月～金	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30	－	7:30～8:30 16:30～18:30		一般型一時預かり事業 子育て支援センター	74-0204
	私立	ゆたか保育園	小規模A	若宮2-22-4	6	5	5	－	－	－	生後57日～2歳　※1	月～金 土	7:00～19:00 7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	7:00～8:30 16:30～19:00	柳光幼稚園		43-7864
	私立	ふるいちば保育園	小規模A	古市場288-1	3	8	8	－	－	－	生後3カ月～2歳　※1	月～金 土	7:00～19:00 7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	7:00～8:30 16:30～19:00	柳光幼稚園 ｽｸﾙﾄﾞｴﾝｼﾞｪﾙ保育園　古市場園		98-2350
	私立	きらきら第二保育園	小規模A	八幡1258	6	6	6	－	－	－	生後6カ月～2歳　※1	月～金 土	7:00～19:00 7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	7:00～8:30 16:30～19:00	柳光幼稚園		26-7644
	私立	きらきら保育園	小規模B	八幡1245-1	6	6	7	－	－	－	生後6カ月～2歳　※1	月～金 土	7:00～20:00 7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～20:00	7:00～8:30 16:30～20:00	柳光幼稚園		26-5855
	私立	家庭的保育事業　中村	家庭的	山木	3			－	－	－	生後6カ月～2歳　※1	月～金	8:30～17:30	8:30～17:30	9:00～17:00	－	8:30～9:00 17:00～17:30	辰巳認定こども園		保育課へ 23-9829
辰巳台	公立	辰巳認定こども園	こども園 （幼保連携）	辰巳台東2-1	5	10	12	27	44	44	生後57日～	月～金 土	7:00～20:00 7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～20:00	7:00～8:30 16:30～20:00		一般型一時預かり事業 子育て支援センター	74-2075
	私立	光の子幼稚園	こども園 （幼稚園型）	辰巳台東3-11	－	12	15	20	20	20	1歳～	月～土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30	－	7:30～8:30 16:30～18:30		子育て支援センター	74-6680
	私立	ママのおうち第2保育園	小規模A	辰巳台東2-3-17	3	4	5	－	－	－	生後6カ月～2歳　※1	月～金 土	7:00～19:00 7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	7:00～8:30 16:30～19:00	※4 光の子幼稚園 能満幼稚園		37-2249
	私立	ママのおうち	小規模B	辰巳台西1-2-31	3	6	6	－	－	－	生後6カ月～2歳　※1	月～金 土	7:00～19:00 7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	7:00～8:30 16:30～19:00	能満幼稚園		74-5537
市津	私立	風の子保育園	保育所	潤井戸2272-4	6	15	18	20	20	20	生後57日～	月～金 土	7:00～20:00 7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～20:00	7:00～8:30 16:30～20:00		一般型一時預かり事業 子育て支援センター	75-6700
	私立	認定こども園あすなろ幼稚園	こども園 （幼稚園型）	喜多857-2	－	6	6	6	6	6	1歳～	月～金	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30	－	7:30～8:30 16:30～18:30		子育て支援センター	74-3355
	私立	ひろみ保育園	小規模A	荻作442-1	3	4	5	－	－	－	生後6カ月～2歳　※1	月～金 土	7:00～19:00 7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	7:00～8:30 16:30～19:00	能満幼稚園		98-3399
ちはら台	私立	ちはら台保育園	保育所	ちはら台南2-15-8	15	30	30	30	30	30	生後57日～	月～土	7:00～20:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～20:00	7:00～8:30 16:30～20:00		一般型一時預かり事業 子育て支援センター	75-5959
	私立	ちはら台東保育園	保育所	瀬又507	12	24	24	30	30	30	生後57日～	月～土	7:00～20:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～20:00	7:00～8:30 16:30～20:00		一般型一時預かり事業 子育て支援センター	50-2181
	私立	ちはら台南保育園	保育所	ちはら台南1-1-10	18	18	24	－	－	－	生後57日～2歳　※1	月～土	7:00～20:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～20:00	7:00～8:30 16:30～20:00	ちはら台幼稚園	一般型一時預かり事業 子育て支援センター	37-1100
	私立	AIAI NURSERY　ちはら台	保育所	ちはら台西2-3-8	6	13	13	16	16	16	生後4カ月～	月～金 土	7:30～19:00 7:30～18:30	7:30～18:30	9:00～17:00	18:30～19:00	7:30～9:00 17:00～19:00			37-3580
	私立	ちはら台第二保育園	保育所	ちはら台西4-2-9	12	12	12	30	30	30	生後57日～	月～土	7:00～20:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～20:00	7:00～8:30 16:30～20:00		一般型一時預かり事業 子育て支援センター	75-2231
	私立	Picapica保育園　ちはら台園	保育所	ちはら台東9-7-9	6	10	11	11	11	11	生後57日～	月～土	7:00～20:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～20:00	7:00～8:30 16:30～20:00			26-7779
	私立	ちはら台中央保育園	保育所	ちはら台南6-1-1	5	11	11	11	11	11	生後57日～	月～土	7:00～20:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～20:00	7:00～8:30 16:30～20:00			98-3992
	私立	学園広場保育園	小規模A	ちはら台南6-1-13	4	4	4	－	－	－	生後57日～2歳　※1	月～金	7:45～18:00	7:45～18:00	8:30～16:30	－	7:45～8:30 16:30～18:00	千原台まきその幼稚園		37-3351
	私立	みなみちゃんスミール	事業所内	ちはら台南6-1-14	1	2	3	－	－	－	生後57日～2歳　※1	月～金	7:30～18:30	7:30～18:30	8:00～16:00	－	7:30～8:00 16:00～18:30	※5 おゆみ野南幼稚園 千原台まきその幼稚園		63-7075
三和	公立	三和保育所	保育所	海士有木269-2	－	5	6	15	17	20	1歳～	月～金 土	7:00～20:00 7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～20:00	7:00～8:30 16:30～20:00			36-3607
	私立	光風台中央幼稚園	こども園 （幼稚園型）	光風台3-162	－	7	18	20	20	25	1歳～	月～金 土	7:00～20:00 7:30～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～20:00	7:00～8:30 16:30～20:00			36-6083
南総	公立	馬立保育所	保育所	馬立717	2	5	10	15	25	25	生後57日～	月～金 土	7:00～20:00 7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～20:00	7:00～8:30 16:30～20:00			95-3233
	公立	鶴舞保育所	保育所	鶴舞701-3	2	5	6		19		生後57日～	月～金 土	7:00～20:00 7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～20:00	7:00～8:30 16:30～20:00			88-2033
	公立	牛久認定こども園	こども園 （幼保連携）	皆吉959	2	5	12	15	20	20	生後57日～	月～金 土	7:00～20:00 7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～20:00	7:00～8:30 16:30～20:00		余裕活用型一時預かり事業	92-1235
	私立	鹿島台幼稚園 ルックアップ保育	小規模A	上高根1202-1	－	6	6	－	－	－	1歳～2歳　※1	月～土	8:00～18:00	8:00～18:00	8:00～16:00	－	16:00～18:00	鹿島台幼稚園		98-2225
加茂	公立	高滝認定こども園	こども園 （幼保連携）	養老952	2	5	6	10	15	15	生後57日～	月～金 土	7:00～20:00 7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～20:00	7:00～8:30 16:30～20:00			98-0108
千葉市	私立	植草学園千葉駅保育園	保育所	千葉市中央区新千葉1-1-1　5階	3						生後57日～	月～金 土	7:00～20:00 7:00～18:00	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00～20:00	7:00～9:00 17:00～20:00		千葉駅ビル内	043-306-1877

※1　年度途中で3歳に達したときは当該年度末まで利用可能です。　※2　ここで掲載している定員数は令和8年7月1日現在の「予定定員」となります。定員については、参考であり実際の受入数と異なる場合があります。　※3　連携施設は追加される場合もあります。最新の状況につきましては、市HPをご確認ください。
※4　光の子幼稚園については1号利用。　※5　おゆみ野南幼稚園については1号利用。　※土曜日は全公立施設18:00までとなります。　※障がい等のため特別な支援・配慮が必要な児童の受け入れについては、各施設の支援体制や設備等の整備状況などの受入体制に応じて利用調整を行います。

参考

市内の認可外保育施設

●認可外保育施設の申し込み方法

直接各園にお申込みください。（市では申請受付はできません。）

●認可外保育施設の空き状況について

直接各園にお問い合わせください。

●認可外保育施設にかかる費用（利用料等）について

各園で異なります。直接各園にお問い合わせください。

●利用料の補助について

・3～5歳児クラスまたは非課税世帯の0～2歳児クラス　→幼児教育・保育の無償化により無償化（上限あり）

保育の必要性の認定（新2、3号認定）を受けることで、施設に支払った利用料の一部について、後日、市から払い戻しをうけることが出来ます。

認可外保育施設を利用する前に、市役所にて保育の必要性の認定の申請を行ってください。認定後から補助の対象になります。

給食費、教材費、行事費、バス送迎費等は対象外です。

・課税世帯の0～2歳児クラス　→市原市認可外保育施設利用者補助金により補助

以下3点を満たす場合、施設に支払った利用料等の一部について、後日、市から払い戻しをうけることが出来ます。

①市原市に住民票があること。

②当該年月の保育所等入所申込みをし、待機となっている児童であること。

③原則として、1日当たり4時間以上かつ1か月当たり15日以上認可外保育施設に通園し、認可外保育施設と月ぎめ契約をしていること。

保育所等入所申込みは、申請してから審査結果がわかるまでに数か月程度お時間をいただきますのでご注意ください。

求職活動を理由に保育所等入所申込みを行っている場合、補助対象となるのは年度内3か月のみとなります。

詳細については、当該年度の市原市認可外保育施設利用者補助金申請の手引きをご確認ください。

認可外保育施設一覧

【認可外保育施設一覧】

令和8年4月30日時点

施設名	所在地	電話番号	定員	開設時間
けやき保育園	市原市若宮2-22-4	0436(43)7864	6	7:00～18:00
保育園ひよこのおうち	市原市岩崎1-17-17	0436(26)1452	25	7:30～20:00
託児所キッズ	市原市君塚2-4-1	0436(63)7350	5	18:00～翌8:00
ChappyRoomおひさま保育園	市原市五井西6-38-23	0436(25)4301	33	7:00～20:00
保育園はーもにい	市原市五井中央西1-29-20	0436(26)0013	30	7:00～翌1:30
Acorns International　school	市原市西野谷262-3	0436(98)2507	26	9:30～14:30

市内の企業主導型保育事業所

企業主導型保育事業は、事業所が従業員を対象に設置する保育施設ですが、「地域枠」として地域のお子様もお預かりすることができる施設です。

●企業主導型保育事業所の申し込み方法

直接各園にお申込みください。（市では申請受付はできません。）

●企業主導型保育事業所の利用定員等について

「地域枠」の利用定員及び利用可能年齢は、従業員の利用状況等により変更する場合があります。

詳しくは、各園にお問い合わせください。

●企業主導型保育事業所の空き状況について

直接各園にお問い合わせください。

●企業主導型保育事業所にかかる費用（利用料等）について

各園で異なります。直接各園にお問い合わせください。

企業主導型保育事業所一覧

【企業主導型保育事業所一覧】

令和8年4月30日時点

施設名	事業者名	所在地	電話番号	定員	開設時間
まごころ保育園	㈲潤井戸タクシー	市原市潤井戸1831-1	0436(76)0415	18	7:00～18:00
ごいっこ保育園	市原興業㈱	市原市五井5800-69	0436(24)5105	12	7:45～18:45
保育園めろでぃ	特定非営利活動法人　ともに生きる麦	市原市姉崎東2-9-4	0436(98)5564	17	8:00～19:00
よつば保育園	(株)アルカディアコーポレーション	市原市五井中央南1-13-8	0436(98)3525	19	8:00～19:00
よつば第2保育園	(株)アルカディアコーポレーション	市原市五井中央西1-20-13	0436(67)1535	12	8:00～19:00
八幡宿駅前保育園	㈱千原建設	市原市八幡794-1	0436(37)2821	23	7:00～18:00
保育園moa	（株）ASPEN	市原市君塚2-22-23	0436(98)2160	12	7:00～20:00
みんなのおうち	（有）ママのおうち	市原市辰巳台西1-2-9	0436(98)6355	19	7:00～19:00

※認可外保育施設一覧及び企業主導型保育事業所一覧は千葉県健康福祉部による認可外保育施設一覧表を基に作成したもので、順不同です。

参考

市内の私立幼稚園

●幼稚園の申し込み方法

私立幼稚園の利用を希望する場合は、直接各園にお申し込みください。（市では申請受付はできません。）

●幼稚園における幼児教育・保育の無償化の取扱いについて

満3歳～5歳児クラスの入園料・保育料が25,700円/月まで無償になります。

給食費（以下の場合を除く）、教材費、行事費、バス送迎費等は、無償化の対象となりません。

預かり保育料については、市から新2号認定を受けた場合に「11,300円/月（満3歳児クラスの新3号認定の場合は16,300円/月）の額」と「450円×利用日数で求められる額」のいずれか低い額まで無償となります。

給食費については、一定所得以下世帯等について、主食費と副食費の食材料費相当額が無償となります。

●市原市内幼稚園一覧

市原市内には、私立幼稚園が15園あります。公立幼稚園はありません。

なお、送迎バスは全園にて対応しています。ルート等その他の詳細な情報につきましては、各園にお問い合わせください。　令和8年7月1日時点

地区	園名	住所	電話番号	預かり保育								
				時間			料金			人数制限	食事代	
				保育時間前	保育時間後	長期休業	日額	月額	時間額		おやつ代	昼食(休業等)
姉崎	青葉台幼稚園	姉崎3338-2	61-3320	7:30～8:40	14:00～18:00	7:30～18:00	400円	ー	ー	なし	0円	弁当持参
	姉ヶ崎幼稚園	椎津1599	61-0139	ー	14:00～17:30	9:00～17:30	400円 長期休業中 1,200円	ー	ー	なし	50円	330円
	市原ふじ幼稚園	椎津2238-11	66-7131	ー	14:00～18:00	8:00～18:00	ー	ー	120円	なし	0円	弁当持参
	志高幼稚園	柏原283-1	61-6011	7:30～8:30	14:00～18:45	7:30～18:45	※1	ー	※1	なし	0円	弁当持参
市原	心花幼稚園	八幡144	41-8338	8:00～9:00	14:00～18:00	8:00～17:00	ー	長期休業中7,000円 （時間額と選択可）	200円	なし	50円	弁当持参
	能満幼稚園	能満1554-4	43-1836	7:30～8:30	14:00～18:30	7:30～18:30	ー	ー	150円	なし	20円	弁当持参
	柳光幼稚園	若宮3-6-2	41-5581	8:00～9:00	14:00～17:30	8:00～17:30	長期休業中 600～1,250円	2,000円 ～7,200円	300円	なし	50円 月極800円	弁当持参
五井	五井ひまわり幼稚園	五井6469	21-3045	8:00～9:30	15:00～18:00	8:00～18:00	ー	ー	100円	なし	50円	0円
三和	福増幼稚園	福増375	36-2323	7:30～8:00	14:00～18:00	7:30～18:00	400円	ー	ー	なし	0円	弁当持参
辰巳台	市原ﾏﾘｱ・ｲﾝﾏｸﾗﾀﾞ幼稚園	辰巳台西3-11-3	74-3631	8:00～8:30	14:00～18:00	8:00～18:00	ー	平日利用 10,000円	100円	なし	10円	弁当持参
南総	鹿島台幼稚園	上高根1202-1	95-2229	ー	14:00～17:30	9:00～17:30	400円 長期休業中 1,200円	ー	ー	なし	50円	330円
有秋	市原みのり幼稚園	桜台3-7-1	66-0502	ー	14:00～18:00	8:00～18:00	ー	ー	120円	なし	0円	弁当持参
	第二姉ヶ崎幼稚園	有秋台東1-3	66-0191	ー	14:00～17:30	9:00～17:30	400円 長期休業中 1,200円	ー	ー	なし	50円	330円
ちはら台	ちはら台幼稚園	ちはら台南6-30	52-2526	7:30～8:30	14:00～19:00	7:30～19:00	150円	ー	ー	なし	20円	弁当持参
	千原台まきその幼稚園	ちはら台南1-15-4	75-6262	7:30～8:30	14:00～18:30	7:30～18:30	-	ー	150円	なし	20円	給食注文可能

※1・・・平日：登園前100円、保育後500円　長期休業中：13時まで500円、13時以降500円、土曜日月2回　1,000円（1回）30名まで